
第 7 章

健康福祉

1. 社会福祉	114
2. 障害者福祉	119
3. ひとり親・児童福祉	126
4. 国民健康保険	130
5. 国民年金	134
6. 子育て支援	138
7. 保健予防	148
8. 健康管理・医療	155
9. 高齢者福祉	164
10. 介護保険	171

第7章 健康福祉

1. 社会福祉

(1) 福祉関係予算

表7-1

(単位：千円、%)

款	項		令和6年度	令和5年度	令和5年度から
	目		当初予算	当初予算	令和6年度の伸び率
民	社会福祉費		17,174,543	14,735,413	16.6
	うち社会福祉総務費		3,541,806	2,346,545	50.9
	社会福祉援護費		6,914,559	6,084,455	13.6
	老人福祉費		6,157,449	6,103,289	0.9
	総合福祉会館運営費		338,186	50,743	566.5
	国民年金費		37,536	38,451	△ 2.4
	人権啓発費		54,570	53,629	1.8
	地域福祉センター運営費		130,437	58,301	123.7
生	児童福祉費		12,572,710	11,298,641	11.3
	うち児童福祉総務費		5,710,901	4,949,910	15.4
	児童福祉施設費		6,372,713	5,957,077	7.0
	育成学級運営費		489,096	391,654	24.9
	生活保護費		4,969,831	5,001,007	△ 0.6
	うち生活保護総務費		291,831	286,007	2.0
	扶助費		4,678,000	4,715,000	△ 0.8
	災害救助費		3,506	7,552	△ 53.6
費	うち災害救助費		3,506	7,552	△ 53.6

(2) 総合福祉会館

昭和54年末、社会福祉協議会など福祉関係13団体から「宇治市福祉事業推進の拠点を」との要望が出された。これを受けて、市では総合福祉会館の建設を実施計画に盛り込み、56年度と57年度の継続事業として建設した。

総合福祉会館は、主に1階が身体障害者、2階が高齢者、3階が福祉関係団体等を対象とした各福祉センターからなっている。建物は、福祉環境基準を全面的に取り入れた複合施設で鉄筋3階建（延2,353.63㎡）、総事業費は5億5,093万円。開設は58年1月である。指定管理者制度の導入により、平成18年度から社会福祉法人宇治市社会福祉協議会が管理運営している。

ア. 施設のあらまし

〈1階〉 身体障害者福祉センター

- ・ 日常生活訓練室…障害のある方の活動の場として、卓球バレーやコーラスなどに取り組むための用具を設置。
- ・ 作業工 作 室…彫刻や粘土細工など創作意欲を増すため、陶芸などの用具を配置。
- ・ そ の 他…研修室、相談室、団体事務室、売店などを設置。

〈2階〉 老人福祉センター

- ・ 第1,2集会室…各種集会やサークル活動に利用。
- ・ 和 室…教養、娯楽、健康相談、集会など多様に使用できる10畳の和室4室。
- ・ 交 流 ロ ビ ー…高齢者の交流スペースを設けて、テレビ、パンパー（ミニ玉突き）を備えている。
- ・ そ の 他…老人福祉センター事務所、ボランティア室、浴室などを設置。

〈3階〉 福祉センター（一部老人福祉センター及び身体障害者福祉センター）

- ・ 料理講習室…各種の料理講習会ができるように、調理器具、食器などを設置。
- ・ ボランティア室…各種ボランティア活動の作業スペース、器材を設置。
- ・ 大 広 間…ステージを備えた部屋。
- ・ そ の 他…会議室、屋外プレイコーナーなどを設置。

(3) 事 業

ア. 生活保護

宇治市の生活保護世帯数は、令和5年度平均で、2,098世帯、2,814人であり、人口1,000人に対し16.0人となっている。また保護世帯の類型では高齢者世帯が、48.7%、母子世帯6.8%、傷病障害者世帯24.8%、その他世帯19.7%となっている。

(7) 生活保護の実施状況

表7-2

(年度別月平均)

年 度	被 保 護		保護率 (%)	生活扶助 人 数	住宅扶助 人 数	教育扶助 人 数	医療扶助 人 数	介護扶助 人 数
	世帯数	人 数						
令和2年度	2,130	2,965	16.5	2,617	2,568	212	2,381	474
令和3年度	2,122	2,897	16.2	2,543	2,499	203	2,325	471
令和4年度	2,116	2,871	16.2	2,492	2,457	190	2,284	481
令和5年度	2,098	2,814	16.0	2,439	2,420	185	2,260	477

(イ) 保護費の支出状況

表7-3

(単位：千円)

年 度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他扶助	総 計	1人当り 月平均 (円)
令和2年度	1,490,607	790,472	19,103	2,443,896	93,411	75,178	4,912,667	138,074
令和3年度	1,447,464	791,379	18,388	2,381,984	87,166	65,521	4,791,902	137,841
令和4年度	1,407,044	781,300	17,776	2,328,101	90,382	68,076	4,692,679	136,209
令和5年度	1,373,687	775,321	16,675	2,367,086	96,044	61,416	4,690,229	138,896

イ. 生活困窮者自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、自立の促進を図る。令和5年度は延べ846件の相談があった。

ウ. 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業

生活困窮世帯等の子どもとその保護者に対して、個々の世帯の置かれている生活環境の状況を踏まえ学習支援、その他養育に関する相談支援を行う。令和5年度は51名の利用があり、中学3年生15人中15人（100%）が進学した（年度途中で支援中止となったものを一部除く）。

エ. 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える相談者からの相談に応じ、相談者自身が置かれている家計状況を理解できるよう家計の「見える化」を図る。また、「家計表」や「家計再生プラン」等を作成して支援の方向性を提案し、生活の再生に向けて意欲を高め、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行い、相談者の家計管理の力を高める支援を行なう。令和5年度は17名に対し延べ97回の利用があった。

オ. 住居確保給付金給付費

離職・廃業後2年以内、または自己の責や都合によらない理由で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者のうち、住居を喪失するおそれのある者に対して、生活保護制度における住宅扶助額を上限に家賃相当額の住居確保給付金を支給する。令和5年度は34件の支給決定を行った。

カ. ひきこもり対策

令和2年10月、ひきこもり相談窓口の「相談ルーム あんど・ゆー」を開設。ひきこもり状態にある人や家族などに対する相談、居場所づくりなどの支援を行った。令和5年度の相談回数は99回、相談人数は39人であった。

キ．見舞金等の支給

(7) 火災見舞金等の支給

不幸にして火災に遭遇された市民に対し、見舞金等を支給する。

表 7-4

(令和 5 年度の状況)

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 員 数 (人)	見 舞 金 額 (円)
全 焼	2	6	260,000
半 焼	5	10	300,000
水 損	0	0	0
そ の 他	0	0	0
計	7	16	560,000

ク．貸付事業

(7) くらしの資金

生活困窮世帯（生活保護法による被保護世帯及び、中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯は対象外）に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的として、7月・12月の2回、10万円を限度としてくらしに必要な資金を貸し付けるものであり、この事務を宇治市社会福祉協議会に委託している。令和5年度は、24件の貸付を行った。

(イ) 生活保護申請者つなぎ立替金

生活保護は申請から決定までに日数を要するため、その間の生活費に困窮する世帯に対し、3万円を限度に貸し付ける制度である。令和5年度は延べ77件の貸付を行った。

ケ．活動助成

(7) 民生児童委員

高齢者等世帯、ひとり親世帯、児童・子育て支援世帯、障害児者世帯、生活困難者世帯等の福祉の向上及び公的社会福祉施設への協力等、地域福祉の担い手として広範な社会福祉活動を担っている民生児童委員の活動費を助成している。委員（定数316人）、15地区の正副会長及び協議会に対し補助金を支出し、委員活動の一層の充実を図った。

表7-5

(令和5年度活動実績)

区 分	件 数 (件)
在 宅 福 祉	130
介 護 保 険	69
健 康 ・ 保 健 医 療	69
子 育 て ・ 母 子 保 健	78
子 ど も の 地 域 生 活	34
子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	46
生 活 費	61
年 金 ・ 保 険	6
仕 事	1
家 族 関 係	71
住 居	13
生 活 環 境	91
日 常 的 な 支 援	485
そ の 他	462
計	1,616

(イ) 宇治市内職友の会活動助成

内職者対策事業として、主婦、高齢者、心身障害者等を対象に、内職の相談、あっせん、技術指導をするため、宇治市内職友の会に対し補助を行った。同会の活動は、宇治市内職センターを拠点に行われている。

表7-6

(令和5年度の状況)

会 員 数	100人 (令和6年3月31日現在)
実 働 延 人 員	697人
補 助 金 交 付 額	920,000円
内 職 の 種 類	和裁、あみもの、手芸、のり付け 等

(ウ) 宇治市社会福祉協議会への補助

次に掲げる補助を行い、同協議会への財政的援助と事業の充実を図った。

- a. 宇治市社会福祉協議会事務所運営事業補助金
- b. 福祉活動専門員設置事業補助金
- c. 福祉サービス利用援助事業専門員設置事業補助金
- d. ボランティアコーディネーター設置事業補助金
- e. 学区福祉委員会活動事業補助金
- f. ふれあい福祉センター事業補助金
- g. 災害ボランティアセンター体制整備事業補助金
- h. 地域ボランティア等担い手育成事業補助金

- i. 地域福祉活動応援事業補助金
- j. 一人暮らし高齢者等給食サービス事業補助金
- k. 一人暮らし高齢者等訪問活動事業補助金

2. 障害者福祉

(1) 福祉のまちづくりと「宇治市障害者福祉基本計画」の推進

国では、平成25年4月に「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とし、障害者基本法を踏まえた基本理念の創設や、目的規定の見直しが行われた。この基本理念には、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」というノーマライゼーションの考え方が掲げられており、その実現に向けた生活環境の整備が求められている。

本市でも、平成11年3月、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とする「宇治市障害者福祉基本計画」を策定した。平成24年3月には、これまでの取り組みと課題を整理し、引き続き総合的かつ計画的な施策の推進を図るため「第2期宇治市障害者福祉基本計画」を策定した。現在は、令和5年度末に「第3期 宇治市障害者福祉基本計画」を策定し、引き続き共生社会の実現に取り組んでいる。

また、平成18年度には障害福祉サービスの提供体制の整備について定める「第1期宇治市障害福祉計画」を策定した。以降、3年ごとに各期の計画策定を行っている。さらに、平成30年3月には、同年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に向け、新たに障害児福祉計画を加えた「第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画」を策定した。

現在は、令和5年度末に策定し、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの計画的な提供に取り組んでおり、今後も、「宇治市障害者福祉基本計画」及び「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を設置し、事業の進行管理を行う。

(2) 障害者数

ア. 身体障害者手帳交付者数統計表（資料：京都府提供）

表 7-7

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

障害の種別	内訳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚 障 害	総数	208	243	32	59	90	37	669
	18歳未満	1	0	1	0	0	0	2
	18歳～64歳	44	52	6	10	19	5	136
	65歳以上	163	191	25	49	71	32	531
聴 覚 ・ 平 衡	総数	42	145	119	337	17	332	992
	18歳未満	0	7	1	1	0	5	14
	18歳～64歳	7	57	18	32	4	35	153
	65歳以上	35	81	100	304	13	292	825

障害の種別	内訳	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
音声・言語 そ し や く	総数	12	15	64	45	0	0	136
	18歳未満	0	1	0	1	0	0	2
	18歳～64歳	3	2	8	24	0	0	37
	65歳以上	9	12	56	20	0	0	97
肢 体 不 自 由	総数	814	891	704	1,190	814	661	5,074
	18歳未満	37	18	7	8	2	1	73
	18歳～64歳	229	222	141	184	179	140	1,095
	65歳以上	548	651	556	998	633	520	3,906
肢 体 一 般	総数	762	879	701	1,181	810	657	4,990
	18歳未満	24	17	7	7	2	1	58
	18歳～64歳	199	214	138	178	176	137	1,042
	65歳以上	539	648	556	996	632	519	3,890
脳 原 性 運 動 障 害	総数	52	12	3	9	4	4	84
	18歳未満	13	1	0	1	0	0	15
	18歳～64歳	30	8	3	6	3	3	53
	65歳以上	9	3	0	2	1	1	16
内 部 障 害 計	総数	1,668	39	545	1,687	0	0	3,939
	18歳未満	15	0	6	3	0	0	24
	18歳～64歳	300	13	79	321	0	0	713
	65歳以上	1,353	26	460	1,363	0	0	3,202
心 臓	総数	1,075	16	391	1,262	0	0	2,744
	18歳未満	11	0	4	3	0	0	18
	18歳～64歳	132	0	53	258	0	0	443
	65歳以上	932	16	334	1,001	0	0	2,283
じ ん 臓	総数	530	7	51	5	0	0	593
	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳～64歳	142	2	5	1	0	0	150
	65歳以上	387	5	46	4	0	0	442
呼 吸 器	総数	35	3	65	24	0	0	127
	18歳未満	1	0	1	0	0	0	2
	18歳～64歳	6	0	4	2	0	0	12
	65歳以上	28	3	60	22	0	0	113
ぼ う こ う 又 は 直 腸	総数	2	1	21	386	0	0	410
	18歳未満	1	0	1	0	0	0	2
	18歳～64歳	0	0	3	54	0	0	57
	65歳以上	1	1	17	332	0	0	351
小 腸	総数	2	0	1	3	0	0	6
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	2	0	1	2	0	0	5
	65歳以上	0	0	0	1	0	0	1
免 疫	総数	9	7	15	5	0	0	36
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	9	7	12	4	0	0	32
	65歳以上	0	0	3	1	0	0	4
肝 臓	総数	15	5	1	2	0	0	23
	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳～64歳	9	4	1	0	0	0	14
	65歳以上	5	1	0	2	0	0	8
合 計	総数	2,744	1,333	1,464	3,318	921	1,030	10,810
	18歳未満	53	26	15	13	2	6	115
	18歳～64歳	583	346	252	571	202	180	2,134
	65歳以上	2,108	961	1,197	2,734	717	844	8,561

イ．療育手帳交付者数統計表（資料：京都府提供）

表7-8		(令和6年3月31日現在)	
	A	B	合 計
18 歳 未 満	158	364	522
18 歳 以 上	637	951	1,588
計	795	1,315	2,110

ウ．精神障害者保健福祉手帳交付者数統計表（資料：京都府提供）

表7-9		(令和6年3月31日現在)	
1 級	2 級	3 級	合 計
96	922	911	1,929

(3) 事 業

ア．特別障害者手当

日常生活において、特別の介護を常時必要とする20歳以上の在宅重度障害者に支給される手当で、昭和61年4月より実施している。

支 給 額	月 額	27,980円	(令和5年度：R5.4 ～ R6.3)
支給者数	309 人		(令和6年3月末日現在)

イ．障害児福祉手当

日常生活において、介護を常時必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給される手当で昭和61年4月より実施している。

支 給 額	月 額	15,220 円	(令和5年度：R5.4 ～ R6.3)
支給者数	209 人		(令和6年3月末日現在)

ウ．経過的福祉手当

従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受けることができない重度障害者に支給される手当で、昭和61年4月より実施している。

支給対象者は、昭和61年3月31日現在、20歳以上で、昭和61年4月1日現在、従来の福祉手当の受給資格のある人である。

支 給 額	月 額	15,220 円	(令和5年度：R5.4 ～ R6.3)
支給者数	2 人		(令和6年3月末日現在)

エ．宇治市障害児等通園事業

障害児等の育成を助長するため、知的障害や肢体不自由等、発達に課題のある就学前の幼児及びその保護者に対し、通園により指導を行う。

入園できなかった児童及びその保護者に対し、平成17年度からうじ安心館において親子サポート事業を実施している。

オ. 手話通訳者派遣事業（意思疎通支援事業）

聴覚・言語障害者が、市町村等の公的機関及び医療機関・事業所等に赴くことが必要不可欠なときに、意思伝達の手段を確保するため、手話通訳者を派遣する。

- ・ 令和5年度派遣件数 261件

カ. 要約筆記者派遣事業（意思疎通支援事業）

聴覚障害者が、社会参加のために円滑な意思の伝達を図るうえで支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。

- ・ 令和5年度派遣件数 497件

キ. 重度身体障害者緊急通報装置貸与事業

一人暮らしの重度身体障害者や重度身体障害者と高齢者・子どものみの世帯に対し、無線発信機を備えた電話機を貸与し、急病、事故等により緊急に救護を必要とする場合、あらかじめ登録された協力者又は消防本部に通報され速やかに救護を行う。

- ・ 令和5年度末貸与台数 6台

ク. 自立支援医療費（更生医療）給付事業

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者が、その医療を指定の医療機関で受けることにより、その障害が軽減されると判定されるとき、医療保険の自己負担分を公費により給付する。

- ・ 令和5年度レセプト枚数 10,843枚

ケ. 自立支援医療特別対策給付事業

身体障害者手帳3級の所持者で、自立支援医療（更生医療）や福祉医療の対象とならない者が、在宅酸素療法やストマ周辺の感染防止等の治療を行った場合、医療保険の自己負担分を公費により給付する。

- ・ 令和5年度レセプト枚数 159枚

コ. 障害福祉サービス等事業

障害児・者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行う。

(ア) 障害福祉サービス量

① 訪問系サービス

表7-10 (単位：時間)	
サービスの種類	実績
居宅介護	96,998
重度訪問介護	157,421
行動援護	24,795
同行援護	13,278
重度障害者等包括支援	0

② 日中活動系サービス

表7-11 (単位：日)	
サービスの種類	実績
生活介護	101,302
自立訓練（機能訓練）	222
自立訓練（生活訓練）	6,788
就労移行支援	9,824
就労継続支援（A型）	37,997
就労継続支援（B型）	79,400
療養介護	9,568
短期入所	9,988
就労定着支援	405
宿泊型自立訓練	83
自立生活援助	0

③ 居住系サービス

表7-12 (単位：日)	
サービスの種類	実績
共同生活援助	66,629
施設入所支援	44,843

サ. 障害児通所支援

障害のある児童が、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、必要な通所サービスに係る給付を行う。

表7-13 (単位：日)	
サービスの種類	実績
児童発達支援	17,835
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	64,739
保育所等訪問支援	309
居宅訪問型児童発達支援	230

シ. 身体障害児・者補装具購入費・修理費給付事業

身体障害児・者の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため、次の補装具購入費・修理費の給付を行う。

- ・ 視覚障害者用 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- ・ 聴覚障害者用 補聴器
- ・ 肢体不自由者用 義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、姿勢保持装置 等
- ・ 令和5年度件数 366件（者）
121件（児）

ス. 障害者等日常生活用具給付等事業

在宅の重度障害児・者に対し、日常生活を容易にするため、電動ベッド、点字図書、ファックス等の日常生活用具の給付を行う。

- ・ 令和5年度給付件数 4,838件（者）
327件（児）

セ. 身体障害者訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者に対し、移動入浴車による家庭訪問により、入浴サービスを提供する。

- ・ 令和5年度利用者数 14人

ソ. 福祉タクシー・ガソリン料金助成事業

外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー・ガソリン利用券を交付し、料金の一部を助成する。

(ア) 交付対象

- ・ 視覚障害 1級又は2級
- ・ 下肢又は体幹機能障害 1級、2級又は3級
- ・ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸機能障害 1級
- ・ 肝臓機能障害、免疫機能障害 1級又は2級
- ・ 療育手帳 A
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1級

(イ) 利用券の額

- ・ タクシー 1ヶ月 100円券 10枚（年額12,000円）
- ・ ガソリン 1ヶ月 70円券 10枚（年額 8,400円）

タ. 障害者住宅改修助成事業

重度身体障害者及び重度知的障害者の日常生活を容易にするため、障害者又はその者と同

居する家族が、住宅の改修等を行う場合に経費の助成を行う。

- ・ 助成限度額 300,000円
- ・ 令和5年度助成件数 14件

チ. 福祉電話使用料助成事業

福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対し、福祉電話の基本料金と通話料300円の助成を行う。

- ・ 令和5年度助成件数 6件

ツ. 重度聴覚障害者世帯ファックス等助成事業

重度聴覚障害者の日常生活におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、ファックス又はフラッシュベルの設置に対し、助成する。

- ・ 助成内容 ファックス及びフラッシュベルの設置費用及び毎月の使用料として基本料に通話料300円を加算した額
- ・ 令和5年度助成台数 25台

テ. 心身障害者介護支援（レスパイトサービス）事業

在宅の心身障害者を介護している保護者の負担軽減を図るため、心身障害者が日常生活を支障なく営むことができる施設において、一時的に介護する。

- ・ 令和5年度利用回数 2,019回

ト. 障害者生活支援センター運営事業

福祉サービス等の利用に関する相談や情報提供、社会資源を活用する支援等を行う障害者生活支援センターを運営し、障害者やその家族の地域における生活を支援する。

- ・ 所在地 宇治市五ヶ庄二番割5-2
- ・ 開所年月 平成17年10月

ナ. 精神障害者社会復帰集団指導事業（生活支援事業）

回復途上にある在宅の精神障害者に対し、社会復帰や再発予防、対人関係の改善などを目標に社会生活への適応が図れるように指導及び訓練を実施する。

- ・ 令和5年度 年間回数 36回
利用延人数 130人

ニ. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行う。

- ・ 令和5年度利用時間 26,262時間

ヌ. 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を提供し、障害者等を日常的に介護している家族の就労機会及び一時的な休息の確保の支援を行う。

- ・ 令和5年度利用時間 86,431時間

ネ. 障害者地域活動支援センター事業

障害者等の創作的活動・生産活動及び社会との交流等を促進するため、地域活動支援センターに通う障害者に対し給付を行う。

ノ. 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会

障害者等の介護給付等の支給申請に対し、障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定を行う。

- ・ 令和5年度審査件数 516件

3. ひとり親・児童福祉

(1) ひとり親家庭等福祉生活資金貸付制度

宇治市に在住するひとり親家庭または父母のいない児童の生活の安定を図るため、緊急に必要とする資金を貸し付ける制度。貸付限度額は1家庭5万円以内（無利子）で、返済期限は貸付の日から1年以内。

(2) 入院助産制度（助産施設への入所）

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要した費用について助成する制度。

ア. 入所の経済的要件

(ア) 生活保護世帯

(イ) 市町村民税非課税世帯

(ウ) 前年分の市町村民税所得割額が19,000円以下の世帯に属し、かつ、出産育児一時金が488,000円以上支給されない人

イ. 入院助産措置状況

表7-14

(令和6年3月31日現在)

	利 用 施 設 数	利 用 人 数
令 和 元 年 度	5	14
令 和 2 年 度	4	14
令 和 3 年 度	4	9
令 和 4 年 度	5	10
令 和 5 年 度	7	12

(3) 児童手当制度

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に児童手当を

支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度。3歳未満の第1子、第2子は15,000円、3歳から18歳に到達した年度末までの第1子、第2子は10,000円、第3子以降は年齢に関わらず30,000円の手当月額となる。支給月は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月。令和6年10月の制度改正により、所得制限の撤廃や、支給対象年齢の延長など制度の拡充が行われた。

表7-15

(令和6年3月31日現在)

児童手当支給月額			受給者数	支給対象の児童の数
3歳未満		一律 15,000円	11,072人	18,282人
3歳以上 ～小学生	第1子 第2子	10,000円		
	第3子以降	15,000円		
中学生		一律10,000円		
※所得制限超過の場合は上記によらず一律5,000円				

※支給月額等は、改正前制度による

(4) 児童扶養手当制度

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため支給するもの（所得制限あり）。対象となる児童は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童。

平成26年12月以降、年金額が児童扶養手当額より少額であれば、その差額が支給される制度に改正された（届出必要）。

令和元年11月以降、支給月は毎奇数月。

令和3年3月分手当から、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額が児童扶養手当として支給される制度に改正された（届出必要）。

ア. 支給要件

次のいずれかに該当する児童について、父又は母等がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給。

(ア) 父母が婚姻を解消した児童

(イ) 父又は母が死亡した児童

(ウ) 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童

(エ) その他（父又は母が1年以上遺棄している児童、父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

表7-16

(令和6年3月31日現在)

支給区分	支給月額 (対象児童1人の場合)	受給者数	児童数
全部支給	令和6年4月以降 45,500円	710人	1,847人
一部支給	令和6年4月以降 45,490円～ 10,740円	446人	
13条の2該当	公的年金等併給による全部(又は一部)支給停止	47人	
13条の3該当	5年等満了による一部支給停止	5人	
13条の2かつ 13条の3該当	公的年金等併給による全部(又は一部)支給停止 かつ5年等満了による一部支給停止	1人	

注：対象児童が2人のときは、上記支給額に10,750円～ 5,380円を加算。3人以上のときは、1人増えるごとに6,450円～ 3,230円を加算。令和6年度の制度改革により3人以上のときの加算が、2人のときの加算と同額になった。また、受給者の所得制限限度額が引き上げられた。(令和6年11月分より)

(5) 奨学資金貸与制度

勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難であり、国・公・私立の高等学校、高等専門学校又は大学のいずれかに在学する人で、同種の奨学資金の貸与又は給付を受けていない人に対し、奨学資金を貸与する制度。

ア. 貸与の額(平成22年4月～)

・ 高等学校	国公立	月額	6,600円
	私立	月額	13,500円
・ 高等専門学校	第1～3学年	月額	6,600円
	第4・5学年	月額	12,000円
・ 大学	国公立	月額	21,000円
	私立	月額	30,000円

イ. 償還の方法

在学期間終了後6ヵ月を経過した後、20年を限度として貸与期間の5倍以内の期間に償還(平成21年度新規貸与者より)。償還は年賦・半年賦・月賦の方法による。但し、いつでも繰上償還することができる。

ウ. 貸付状況

表7-17

(令和6年3月31日現在)

年 度	高 等 学 校		高等専門学校		大 学	
	貸与者数 (人)	貸与総額 (千円)	貸与者数 (人)	貸与総額 (千円)	貸与者数 (人)	貸与総額 (千円)
令和元年度	0	0	0	0	3	1,080
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0

(6) ひとり親家庭自立支援給付事業

ひとり親家庭の親等が、就職に有利な資格を取得するため、講座の受講や、養成機関で修業した場合に、給付金を支給する制度。

ア. 自立支援教育訓練給付金

資格取得のため、指定の講座等を受講する場合、受講者が支払った教育訓練経費の60%に相当する額を支給する（上限20万円、12千円以下は対象外）。令和元年度より、雇用保険法による専門実践教育訓練の指定講座と特定一般教育訓練講座が対象講座となった。また、専門実践教育訓練の指定講座の受講者に限り給付金額が40万円×修業年数（上限160万円）に引き上げられた。

令和5年度支給件数 5件

イ. 高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士、介護福祉士等、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する場合に訓練促進給付金を支給する。また、修了時に修了支援給付金を支給する。

訓練促進給付金（※） 非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円

（※令和元年度より、課程の修了までの期間の最後の12ヶ月は月額4万円増額）

修了支援給付金 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円

令和5年度支給件数 訓練促進給付金 13件 修了支援給付金 5件

ウ. 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子の学び直しを支援し、より良い条件での就職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格を支援する。対象講座の受講開始時、受講開始にかかった費用の40%に相当する額（上限 通信制10万円 通学20万円、4千円以下は対象外）、受講修了時に受講料の50%に相当する額（受講開始時給付金を差引いた額）を支給する。（受講開始時給付金及び修了時給付金併せて上限 通信制12万5千円 通学25万円、4千円以下は対象外）

また、受講修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に合格した場合に受講料の10%に相当する額を支給する。（受講開始時及び受講修了時の給付金と併せて上限 通信制15万円、通学30万円）

平成28年度より、ひとり親家庭の20歳未満の児童も対象とした。

令和5年度支給件数 0件

(7) 奨学金返還支援事業

若年層・子育て世帯の宇治市への定住促進、「子育てしやすいまちづくり」を目的に、日本学生支援機構等の奨学金の返還に対する支援金を最長5年間交付する。募集人数は50人。対象者は、申請年の3月31日時点で満35歳未満、今後5年以上宇治市に在住予定、正社員等であること（ただし、公務員を除く）、宇治市に納付すべき市税等を滞納していないことなどの要件をすべて満たす者。子育て世帯を優先とし、対象年度に結婚や出産のライフイベントがあ

った年度は支援額を増額する。

返還支援額は、前年度 10 月から 1 年間の奨学金返還額の 1/2 (85,000 円上限)、ライフイベント時は返還額の 3/4 (130,000 円上限)

- ・ 令和 5 年度支援対象者 163 人
- ・ 令和 5 年度新規採用者 50 人 (うち子育て世帯 30 人・ライフイベント該当者 10 人)
- ・ 令和 5 年度支援総額 14,068,210 円

4. 国民健康保険

宇治市の国民健康保険事業は、昭和 36 年 4 月の発足以来、今日に至る経過の中で地域に定着し、市民の医療保障と健康増進に大きな役割を果たしている。しかし、事業発足当初から国保の脆弱な財政基盤は、常に事業の健全な運営を脅かしており、また、医療の高度化や高齢社会の進行に伴う医療需要の増加の中で、事業運営はますます厳しさを増してきている。平成 30 年度からの国民健康保険制度改革をふまえて、京都府とより一層連携を図りながら安定的な財政運営や効率的な事業運営をめざして引き続き検討を行っていく。

(1) 国民健康保険事業特別会計

宇治市国民健康保険事業の歩みは、構造的な問題を抱えつつ財政危機との相克の過程でもあった。

昭和43年度には約9,000万円の累積赤字となったが、「赤字解消基本計画」を策定し事業運営努力を重ね、昭和47年度で累積赤字を解消した。しかし、昭和55年度以降、市内において病院の新・増設が続き、これに伴い医療費が急騰し、昭和56年度では約1億4,000万円の赤字となった。再度、「赤字解消基本計画」を策定し、事務事業の改善、保健施設活動の拡充、被保険者の啓発活動に努めたことにより、昭和58年度で多額の赤字解消に至ったが、昭和59年度には、退職者医療制度の創設とこれに伴う国庫負担金の負担率の下方改定が実施されたことなどにより、再び厳しい財政運営を強いられることとなった。

昭和60年度以降、歳出の95%を占める医療費の適正化対策と収納率の向上対策を二本柱に経営努力を強化してきたが、その中でも、市議会による「病床数をこれ以上増やさない」知事宛て要望書の議決、医療関係者との話し合い、レセプト点検の強化などの取り組み意義は大きく、昭和61年度以降6年連続して単年度黒字となり、平成2年度末には累積赤字の解消を図ることができ、平成3年度において、念願の国民健康保険事業財政調整基金を設置するに至った。これはまた、昭和63年度から法改正により国から「高医療費市町村」の指定を受け、「国保事業運営安定化計画」を策定する一方、市民の健康づくりを目指す事業をさらに推進する等、全庁的に取り組みを展開した結果によるものでもある。

しかし、医療費は依然、高い水準で推移し、加入者の急速な高齢化等を勘案すれば、今後とも予断を許さず、より一層厳しい事業運営が求められる中で、平成30年度からの国民健康保険制度改革をふまえ、京都府とより一層連携を図りながら安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指して、引き続き検討を行っていく必要がある。令和2年度から滞納保険料の徴収業務を京都地方税機構に移管し、保険料の収納率の向上に努めている。

表7-18

(単位:千円)

年 度	歳 入	歳 出	形 式 収 支	単年度収支
令和元年度	18,770,809	18,770,809	0	0
令和2年度	17,683,672	17,683,672	0	0
令和3年度	18,260,059	18,219,751	40,308	40,308
令和4年度	18,048,989	18,027,766	21,223	△19,085
令和5年度	17,616,915	17,616,422	493	△20,730

表7-19

(単位:千円)

	令和6年度当初予算	令和5年度決算	令和5年度当初予算
歳 入 総 額	16,958,000	17,616,915	17,366,000
国民健康保険料	3,238,904	2,984,012	3,139,616
国庫支出金	0	450	600
府支出金	12,018,780	12,838,973	12,552,547
繰入金	1,661,828	1,747,865	1,628,532
その他の	38,488	45,615	44,705
歳 出 総 額	16,958,000	17,616,422	17,366,000
総務費	250,132	245,475	255,339
保険給付費	11,922,516	12,756,898	12,454,121
国民健康保険事業費納付金	4,516,688	4,374,643	4,374,644
保健事業費	227,305	200,423	245,279
公債費	3,500	0	3,500
その他の	37,859	38,983	33,117

(2) 被保険者数及び世帯数

表7-20

年 度	総世帯数	加入世帯数	加入率 (%)	総人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
令和元年度	84,292	24,250	28.8	185,472	37,811	20.4
令和2年度	84,818	24,332	28.7	184,432	37,493	20.3
令和3年度	84,791	23,878	28.2	182,841	36,383	19.9
令和4年度	85,286	22,905	26.9	181,616	34,269	18.9
令和5年度	85,832	22,006	25.6	180,210	32,461	18.0

※各年度末時点

(3) 賦課方式・保険料率

ア. 医療給付費分

賦課方式（旧ただし書き、3方式）

表7-21

（令和6年度）

区 分	賦課割合 (%)	保 険 料 率	賦課期日	賦課期日 後の増減	賦 課 最 高 限 度 額
所 得 割	49.9	総所得金額より基礎控除を差し引いた額の100分の8.94	4月1日	月割賦課	650,000円
均 等 割	35.0	被保険者1人につき31,300円			
平 等 割	15.1	1世帯につき20,500円			

イ. 後期高齢者支援金分

賦課方式（旧ただし書き、3方式）

表7-22

（令和6年度）

区 分	賦課割合 (%)	保 険 料 率	賦課期日	賦課期日 後の増減	賦 課 最 高 限 度 額
所 得 割	50.1	総所得金額より基礎控除を差し引いた額の100分の3.07	4月1日	月割賦課	240,000円
均 等 割	35.0	被保険者1人につき10,500円			
平 等 割	14.9	1世帯につき6,800円			

ウ. 介護納付金分

賦課方式（旧ただし書き、3方式）

表7-23

（令和6年度）

区 分	賦課割合 (%)	保 険 料 率	賦課期日	賦課期日 後の増減	賦 課 最 高 限 度 額
所 得 割	48.5	総所得金額より基礎控除を差し引いた額の100分の2.93	4月1日	月割賦課	170,000円
均 等 割	35.8	被保険者1人につき12,200円			
平 等 割	15.7	1世帯につき6,000円			

(4) 1世帯及び被保険者1人当たり保険料、収納率推移（介護納付金分を除く）

表7-24

年 度	1 世帯当たり保険料（円）		1 人当たりの保険料（円）		収納率（%）
	調 定 額	収 納 額	調 定 額	収 納 額	
令和元年度	124,016	116,336	78,942	74,053	93.81
令和2年度	121,526	115,972	78,363	74,781	95.43
令和3年度	118,967	114,738	77,574	74,816	96.45
令和4年度	123,619	119,016	81,882	78,833	96.28
令和5年度	119,569	115,358	80,398	77,567	96.48

(5) 保険給付等（令和6年4月1日現在）

ア. 療養の給付の種類別及び内容

(ア) 診療

(イ) 薬剤または治療材料の支給

(ウ) 処置・手術・その他の治療

(エ) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護

(オ) 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護

イ. 給付割合

- ・ 一 般……………7割
- ・ 小学校入学前被保険者……………8割
- ・ 70才以上被保険者……………8割又は7割

但し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条に規定する指定自立支援医療のうち同法施行令第1条の2第3号で定める精神障害の医療承認医療患者……公費残額給付

ウ. 療養費等……療養費、入院時食事（生活）療養費、訪問看護療養費、移送費

エ. 高額療養費……国民健康保険法第57条の2により支給

オ. 高額介護合算療養費……国民健康保険法第57条の3により支給

カ. その他の給付

- ・ 出産育児一時金…… 488,000円（産科医療補償制度対象分娩は12,000円を加算）
- ・ 葬祭費 …………… 50,000円

キ. 人間ドック・脳ドック受診補助制度……健診料の7割相当額を補助

ク. 特定健康診査……高齢者の医療の確保に関する法律第18条・第20条により生活習慣病予防を目的に40歳から74歳の加入者を対象に実施する内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した検査項目による健康診査

ケ. 特定保健指導……高齢者の医療の確保に関する法律第18条・第24条により生活習慣病を予防することを目的に特定健康診査の結果から生活習慣の改善を図り健康の保持に努める必要ある者を対象に実施する保健指導

コ. 療養諸費の推移

表7-25

年 度	療 養 諸 費			う ち 診 療 費		
	費 用 額 (千円)	前 年 度 比 (%)	1人当たり 費用額(円)	受 診 率	1件当たり 費用額(円)	1人当たり 費用額(円)
令和元年度	15,811,012	0.49	407,469	1,098.616	29,578	324,949
令和2年度	14,873,799	△5.93	391,993	1,007.290	30,600	308,232
令和3年度	15,803,721	6.25	422,492	1,069.911	31,336	335,269
令和4年度	15,192,035	△3.87	424,323	1,095.688	30,625	335,556
令和5年度	14,870,241	△2.12	439,740	1,112.606	31,291	348,151

(6) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法において市町村の必置機関とされており、事業運営に関して審議する市長の諮問機関である。

5. 国民年金

国民年金制度は、昭和34年に福祉年金、昭和36年に拠出年金がそれぞれ発足し、以来逐次改正がなされ、市民の老後や「もしものとき」における所得保障の柱としての役割を果たしている。

国においては、基礎年金制度の創設により、21世紀における本格的な少子高齢社会における公的年金制度の基盤が確立されてきた。

平成16年には給付と負担の見直しのための法改正がされ、制度の将来的な安定化を図ることとされた。

市民の年金制度に寄せる期待と関心がますます高まる中で、全ての市民の年金受給権の確保や年金制度の定着などの推進が重要な課題であり、日本年金機構近畿地域第一部、京都南年金事務所と協力・連携し、適用の適正化を図り、保険料未納者への対策や年金相談、制度の普及などの取り組みを実施している。

宇治市独自の措置としては、平成7年度から、昭和57年1月1日より以前から重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対し、特別給付金を支給し、平成9年度からは精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象とする制度拡大を行った。また、平成11年度からは、昭和57年1月1日より以前から日本に在住で、大正15年4月1日以前生まれの在日外国人高齢者に対し、特別給付金の支給を開始した。

国においては、国民年金の任意加入期間に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者に対して平成17年4月「特別障害給付金制度」が創設された。

令和元年10月より、消費税率引き上げ分を活用し、所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援することを目的に「年金生活者支援給付金制度」が開始された。

(1) 適 用

ア. 必ず加入する人

(ア) 第1号被保険者

日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで20歳以上60歳未満の人

(イ) 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者で、原則として65歳未満の人

(ロ) 第3号被保険者

厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

イ. 希望して加入する人（任意加入）

(ア) 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満で、他の年金制度から老齢（退職）年金を受けられる人

(イ) 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人

(ウ) 日本国籍を有し海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人

(エ) 日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の人又は日本国籍を有し外国に居住する者であって65歳以上70歳未満の人（昭和40年4月1日以前生まれで、老齢基礎年金等の受給資格を満たしていない人に限る。）

ウ. 被保険者の種別内訳

表7-26

(単位：人) (各年度末現在)

年 度	強 制 加 入		任 意 加 入	総 数
	第1号被保険者	第3号被保険者		
令和元年度	21,525	13,065	319	34,909
令和2年度	21,650	12,640	310	34,600
令和3年度	21,573	12,196	316	34,085
令和4年度	20,934	11,535	311	32,780
令和5年度	20,630	10,963	319	31,912

(2) 保険料

月額 16,520円 (令和5年度)

16,980円 (令和6年度)

(第3号被保険者の保険料は配偶者が加入している厚生年金保険制度が負担する)

付加保険料 月額400円 (第1号被保険者及び任意加入被保険者のうち希望する人)

(3) 給 付

ア. 老齢基礎年金 (【 】内は68歳以上の者の額)

年金額 (満額) 795,000円 【792,600円】 (令和5年度)

816,000円 【813,700円】 (令和6年度)

(老齢基礎年金の計算式)

$$\text{年金額 (満額)} \times \frac{\left(\frac{\text{保険料}}{\text{納付月数}} \right) + \left(\frac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{1}{2} \right) + \left(\frac{\text{保険料}}{\text{3/4免除月数}} \times \frac{5}{8} \right) + \left(\frac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}} \times \frac{3}{4} \right) + \left(\frac{\text{保険料}}{\text{1/4免除月数}} \times \frac{7}{8} \right)}{480 (40年 \times 12月)}$$

ただし、平成21年3月分までは、全額免除は3分の1、4分の3免除は2分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5にて、それぞれ計算されます。

イ. 障害基礎年金 (【 】内は68歳以上の者の額)

○ 1級 993,750円 【 990,750円】 (令和5年度)

1,020,000円 【1,017,125円】 (令和6年度)

○ 2級 795,000円 【 792,600円】 (令和5年度)

816,000円 【 813,700円】 (令和6年度)

〈子の加算額〉

受給権者に生計を維持されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ

る子（障害等級が1級・2級に該当する障害の状態にある子は20歳未満）を扶養している時、子の数に応じて加算

- ・ 2子まで 228,700円（令和5年度）
 234,800円（令和6年度）
- ・ 3子以降 76,200円（令和5年度）
 78,300円（令和6年度）

ウ．遺族基礎年金（【 】内は68歳以上の者の額）

- 配偶者に支給される場合 子が1人のとき 1,023,700円【1,021,300円】（令和5年度）
 1,050,800円【1,048,500円】（令和6年度）
 子が2人のとき 1,252,400円【1,250,000円】（令和5年度）
 1,285,600円【1,283,300円】（令和6年度）
- 子に支給される場合 子が1人のとき 795,000円（令和5年度）
 816,000円（令和6年度）
 子が2人のとき1人につき 511,850円（令和5年度）
 525,400円（令和6年度）

エ．第1号被保険者だけの年金

(ア) 寡婦年金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が死亡したとき、夫の死亡当時夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に60歳から65歳になるまで支給

夫が受けるはずであった第1号被保険者期間にかかる老齢基礎年金の額の4分の3に相当する額を支給

(イ) 付加年金

付加保険料を納付したことのある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に加算して支給

（年金額）＝200円×付加保険料納付月数

(ロ) 死亡一時金

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を3年以上納めた人が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給

死亡した人の保険料納付済期間に応じて、120,000円から320,000円が支給

オ．老齢福祉年金（無拠出年金）

国民年金に加入できなかった明治44年4月1日以前生まれの人に支給

（年金額） 406,100円（令和5年度）
 416,900円（令和6年度）

全額が国の負担によって支給されているため、所得制限や他の公的年金受給によって全額又は一部が支給停止される場合もある。

(4) 在日外国人重度障害者特別給付金

- ア. 対 象 者 宇治市に住民登録をしている外国人、又は外国人であった人で次のいずれの条件にも該当する人
- ・ 昭和37年1月1日以前に生まれた人
 - ・ 昭和57年1月1日において日本に外国人登録をしていた人
 - ・ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A 又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人で、その障害にかかる初診日が昭和56年12月31日以前の人
- イ. 給 付 額 月額 36,000円 ・ 所得制限あり
- ウ. 受給者数 3人（令和5年度）

(5) 在日外国人高齢者特別給付金

- ア. 対 象 者 宇治市に住民登録をしている外国人、又は外国人であった人で次のいずれの条件にも該当する人
- ・ 大正15年4月1日以前に生まれた人
 - ・ 昭和57年1月1日において日本に外国人登録をしていた人
- イ. 給 付 額 月額 10,000円 ・ 所得制限あり
- ウ. 受給者数 2人（令和5年度）

(6) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、創設された福祉的措置制度。

ア. 支給対象

- (ア) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (イ) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する人。ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

- イ. 支給月額
- | | |
|-----|----------------|
| 1級： | 53,650円（令和5年度） |
| | 55,350円（令和6年度） |
| 2級： | 42,920円（令和5年度） |
| | 44,280円（令和6年度） |

(7) 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される給付金

ア. 老齢年金生活者支援給付金

給付額 月額 5,140円（令和6年度は5,310円）を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出した額

イ. 障害年金生活者支援給付金

給付額 障害等級1級：月額 6,425円（令和5年度）

6,638円（令和6年度）

障害等級2級：月額 5,140円（令和5年度）

5,310円（令和6年度）

ウ. 遺族年金生活者支援給付金

給付額 月額 5,140円（令和5年度）

5,310円（令和6年度）

6. 子育て支援

平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」をふまえ策定した「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を保護者のニーズや子育て環境を取り巻く状況等を踏まえて5年間毎に更新し、子育て支援施策を総合的に進めるための各種施策を積極的に進めている。

保育所（園）・認定こども園は、現在、公立・民間あわせて26ヶ所（認可定員：1号120人、2号2,373人、3号1,647人）で教育・保育を実施し、教育・保育内容の充実を図るとともに延長保育や一時預かりなども行い、多様なニーズに答えている。

また、地域子育て支援拠点や利用者支援をはじめとする各種の子育て支援事業に取り組む中で、保護者ニーズに応えるとともに、子どもの健やかな成長に向けて取り組みを進めている。

一方、小学校においては放課後児童健全育成事業として、20小学校にて育成学級を開設しているほか、平成28年度より民間の放課後児童健全育成事業者への補助制度を創設し、総合的な放課後児童対策に取り組んでいる。

(1) 保育所等

表7-27

令和6年4月現在

	No.	施設名称	開設年月日	認可定員（人）				面積（㎡）		所在地
				1号認定	2号認定	3号認定	計	敷地	建物	
公立保育所	1	宇治	S30.4.1 (S50.8.1移転改築) (H22年度改修)	-	110	55	165	2,629	1,059	宇治武番84-10
	2	小倉双葉園	S26.4.1 (H15年度改修)	-	160	60	220	7,221	1,818	小倉町西畑13
	3	西小倉	S15.6.1	-	70	30	100	2,597	675	伊勢田町遊田69
	4	木幡	S41.5.1 (H11・12年度改築)	-	110	55	165	2,898	1,169	木幡東中10-2
	5	大久保	S46.4.1 (H25・26年度改築)	-	90	30	120	2,794	1,166	大久保町旦橋25
	6	北木幡	S49.10.1 (H25年度改修)	-	90	30	120	2,202	1,090	木幡陣ノ内1
	7	善法	S51.4.1 (H23年度改修)	-	32	18	50	1,652	800	宇治善法116-2
民間保育所（園）	8	広野	S37.12.11	-	90	70	160	1,190	961	広野町丸山9
	9	なかよし	S47.4.1 (H2.4.1移転)	-	60	60	120	2,451	782	羽戸山ノ丁目8-4
		なかよし（分園）	H22.4.1	-	30	0	30	750	353	五ヶ庄二番割5-5
	10	くりくま	S51.10.1	-	76	44	120	1,978	830	大久保町平盛42-3
	11	あさひ	S53.4.1	-	89	76	165	2,637	1,227	菟道大坂内10
民間認定こども園	12	みんなのきHana	H15.6.1	-	15	45	60	-	425	宇治里尻5-9
	13	登り	S48.4.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	15	195	135	345	8,350	1,541	木幡赤塚3-1
		登り（分園）	H19.3.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	0	0	30	30	724	141	木幡須賀7-1
	14	第2登り	H23.2.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	9	57	33	99	-	1,036	六地藏奈良町74-1
		第2登り（分園）	R6.4.1	0	6	44	50	-	485	六地藏奈良町67-30
	15	みんなのき三幸戸	S48.6.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	15	108	92	215	2,071	1,727	菟道荒嶺37
	16	みんなのき黄檗	H25.4.25 (H28.4.1認定こども園に移行)	15	84	66	165	3,730	1,232	五ヶ庄梅林72-9
		みんなのき黄檗（分園）	H19.4.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	0	22	18	40	596	379	木幡西浦38-9
	17	南浦	S52.4.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	15	90	50	155	1,975	1,424	小倉町南浦62-57
	18	南浦くすのき	H27.4.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	6	15	45	66	2,225	524	宇治蔭山10-5
	19	いずみ	S58.4.1 (H28.4.1認定こども園に移行)	5	80	60	145	2,068	1,088	横島町小屋敷167
	20	ひいらぎ	S49.4.1 (H29.4.1認定こども園に移行)	8	132	108	248	2,581	1,715	神明石塚65-3
	21	同胞	S51.4.1 (H30.4.1認定こども園に移行)	5	90	70	165	1,836	1,360	大久保町旦橋72-2
	22	こひつじ	H17.4.1 (H30.4.1認定こども園に移行)	6	100	70	176	2,859	1,505	小倉町堀池94-1
	23	伊勢田	S50.10.1 (H31.4.1認定こども園に移行)	7	120	90	217	1,888	1,397	伊勢田町ウトロ1-6
	24	明星っ子	S52.4.1 (H31.4.1認定こども園に移行)	5	90	55	150	1,980	1,085	五ヶ庄芝ノ東19-5
	25	横島ひいらぎ	H23.4.1 (H31.4.1認定こども園に移行)	6	108	72	186	4,020	1,369	横島町大川原75-1
	26	のぞみ	H23.4.1 (H2.4.1認定こども園に移行)	3	54	36	93	1,326	981	横島町藺場14-8
				120	2,373	1,647	4,140			

1号認定：満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合

2号認定：満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3号認定：満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

(2) 保育料 (令和6年度)

表7-28

令和6年度 宇治市保育所等保育料徴収額表(2・3号認定)

支給認定コードにも係る支給認定保護者の属する世帯の階層区分			徴収額(月額)					
			保育標準時間認定			保育短時間認定		
			3歳未満児クラス			3歳未満児クラス		
階層区分	定義	基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付受給世帯又は里親世帯	円	円	円	円	円	円	円
B階層	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
C階層	B	市町村民税非課税世帯	その他	0	0	0	0	0
	C1	市町村民税所得割課税額48,800円未満である世帯	ひとり親世帯等	6,950	0	6,800	0	0
	C2	同 48,800円以上97,000円未満である世帯	その他	13,700	0	13,400	6,700	0
	C3	同 97,000円以上189,000円未満である世帯	市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等	6,950	0	6,800	0	0
	C4	同 189,000円以上301,000円未満である世帯	その他	22,900	11,450	22,500	11,250	0
	C5	同 301,000円以上397,000円未満である世帯	である世帯	37,000	18,500	36,300	18,150	0
C6		である世帯	である世帯	52,200	26,100	51,300	25,650	0
		である世帯	である世帯	63,000	31,500	61,900	30,950	0
		である世帯	である世帯	70,300	35,150	69,100	34,550	0

(備考)

- 令和6年度の保育料は、令和6年4月から令和6年8月分までは令和5年度の市町村民税額、令和6年9月から令和7年3月分までは令和6年度の市町村民税額で算定します。
- 同一世帯に属する就学前児童が同時に2人以上、保育所・幼稚園・認定こども園、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設発達所園に入所(園)している又は、家庭内保育施設・小規模保育施設・児童発達支援センター及び児童型児童発達支援センター等に在籍している場合は、当該児童のうち2人目(出生の順位による。以下同じ。)の児童の保育料を2人目適用額とし、3人目以降の児童の保育料を課税とします。ただし、幼稚園・市外の認定こども園(1号認定)、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設発達所園に入所(園)又は、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに在籍している場合は、申請が必要となります。
- ひとり親世帯等で、C1階層及びC2階層のうち、市町村民税所得割額が77,101円未満の場合、第1子の年齢にかかわらず第2子以降の保育料が無料となります。
- C1階層及びC2階層のうち市町村民税所得割額57,700円未満の世帯の場合、第1子、第2子の年齢にかかわらず第2子の保育料が2人目適用額、第3子以降の保育料が無料となります。
- C1階層、C2階層における「ひとり親世帯」とは、母子・父子世帯、在宅書見(老)同居世帯をいいます。
- 保育料の算定期間となる所得割額は、住民税入金等特別徴収(ローン控除)や基金控除等の控除額を控除した翌月分からとなります。
- 市町村民税額の変更等による保育料変更は、原則として変更の判明した翌月分からとなります。
- 年齢は、保育の開始がとられた年度の初日の前日における満年齢により区分するものとし、当該年度中はその年齢を適用します。
- 2号認定のうち3歳児クラス以上の保育料は無料です。

(3) 延長保育

宇治市は、京都市や大阪市に近く、住宅都市として発展し、急速に共働き家庭が増加した。これに伴う勤労市民の職場と住宅の遠隔化は、必然的に保育時間の延長の必要性をもたらし、保護者の要望に応じて昭和42年7月から公立各園にパート保育職員を配置し、保育時間の延長を図った。

保育標準時間認定児に対しては最大で11時間の保育実施が必要となるが、多様な保育ニーズに対応するため、現在、14施設で11時間を超えて12時間までの保育を、6施設で12時間を超えて13時間までの保育を、1施設で13時間を超える保育を実施している。

(4) 障害児保育

宇治市では、障害児の福祉の増進と発達を助長するため、昭和44年から保育を必要とする集団保育の可能な児童について、必要に応じて加配職員の配置等を行って保育を実施している。

(5) 乳児保育

宇治市では、生後6ヵ月以上の乳児保育を昭和37年から開始し、現在、全ての公立保育所・民間保育所（園）・民間認定こども園で実施している。

生後2ヵ月以上の産休明け乳児の保育については、昭和51年4月に公立の1保育所で開始し、現在、公立の7保育所と民間の10保育所・認定こども園で実施している。

(6) 一時預かり

宇治市では、保育所（園）・認定こども園へ入所していない就学前の児童で、保護者の断続的な就労や私的理屈等により、家庭での保育が緊急又は一時的に困難となる場合に、必要な保育を提供する一時預かりを平成4年4月1日から開始し、現在、民間の15保育所、認定こども園で実施している。

(7) 病児保育

宇治市では、保育所（園）・認定こども園で教育・保育中の児童が微熱を出すなどの体調不良となり、保護者が直ちに迎えに来られない場合において、保育所（園）・認定こども園に看護師等を1名以上配置し、保護者が迎えに来るまでの間、保育所（園）・認定こども園における緊急的な対応を実施している。現在、民間の10認定こども園で実施している。

(8) 民間保育所（園）・民間認定こども園への助成

宇治市では、公立・民間保育所（園）における保育条件の格差縮小のため、民間保育所（園）の運営に対する補助を昭和47年2月から実施しており、平成28年4月からは、民間認定こども園も補助の対象としている。

また、民間保育所設置に対し積極的に財政援助し、施設の新設、増改築など拡充する際に助成する制度を昭和48年11月から実施し、平成14年8月からは民間保育所施設整備補助金交付制度により、施設整備費に対する国庫負担（補助）基本額に1/8を乗じて得た額を補助してきた。

平成17年度からは、従来の国庫補助制度が次世代育成支援対策施設整備交付金へ移行された

ことをうけて、施設整備費に対する国庫負担（補助）基本額に3/4を乗じた額を補助している。

平成21年度より京都府子育て支援特別対策事業費補助金（京都府こども未来基金）を活用し、補助基準額に3/4を乗じて得た額を補助しており、平成28年度からは保育所等整備交付金を活用して同水準の補助を行えるよう補助制度を維持している。

また、令和2年度からは幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園施設整備交付金を活用し、補助基準額に3/4を乗じて得た額を補助している。

なお、耐震またはアスベスト改築にあたる事業は、補助基準額に3/2を乗じて得た額に3/4を乗じて得た額を補助限度額としている。

令和5年度より、就学前教育・保育施設整備交付金（旧保育所等整備交付金）と名称を変更し、「新子育て安心プラン」に基づき待機児童対策に向けた施設整備等を行う場合、国の補助率を嵩上げし、支援できる体制を整えている。

○ 民間保育所等運営補助金

表7-29

（令和6年4月現在）

区 分		内 訳
人件費補助	処 遇 改 善 補 助	年齢別補助基準単価×年齢別入所児童数
	乳 児 対 策 補 助	基準保育士賃金×基準報酬月数+ 基準非常勤保育士賃金×基準日数×12月×乳児対策加算率
	保 育 士 加 配 補 助	基準保育士賃金×基準報酬月数
	長 時 間 保 育 補 助	(6月)基準保育士基本報酬額 (12月)基準保育士基本報酬額
	時 短 対 策 補 助	乳児対策・加配保育士の時短対策分
給 食 日 数 増 補 助		基準給食費×3歳未満児数×給食日数増分 基準給食費×3歳以上児数×給食日数増分
光 熱 水 費 補 助		基準光熱水費単価×入所児童数
傷 害 保 険 補 助		補償額 1人3,000万円 1事故2億円の加入料
保 育 料 徴 収 補 助		定額 20,000円
保 育 士 研 修 補 助		定額 50,000円
被保護家庭児童委託補助		保育促進に要する経費の保護者負担額（1,000円を限度とする）× 各月初日在籍被保護世帯児童数
長 時 間 保 育 運 営 補 助		定額 56,200円
園 医 手 当 補 助		国の基準による園医手当額を超えて支給した場合、その差額を支給する （公立保育所内科・歯科医支給額を限度とする）
産 休 明 け 保 育 調 理 師 雇 用 補 助		基準調理員単価×25日×月数×0.5
日本スポーツ振興センター 災 害 共 済 給 付 契 約 補 助		基準設置者負担額
衛 生 費 補 助		基準検査単価×受検人数
修 繕 費 補 助		定額 300,000円
副 食 費 徴 収 免 除 補 助		基準副食費単価×各月副食費徴収免除対象者数
お む っ 処 分 費 補 助		補助基準単価×3歳未満各月初日在籍児童数（地域型事業所含む）

(9) 保育相談

児童福祉法に基づき、地域住民に対して、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じている。

(10) 給食

保育支援課に栄養士2名を配置し、「楽しく食べて元気な子」を宇治市公立保育所の食育の目標として保育所給食を実施している。また、「宇治市健康づくり・食育推進計画」に基づき、子どもたちが楽しみながら「食」に関する知識や「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活の実現と心身の成長が図れるよう計画の推進に取り組んでいる。

給食の内容については、平成18年度まで3歳未満児は完全給食（主食・副食・おやつ）、3歳以上児は副食給食（副食とおやつ）を実施していた。平成19年度からは3歳以上児についても主食の提供を行う完全給食を実施し、入所児童に合わせた食事摂取基準（栄養量）をもとに、離乳食なども含め、できるだけ個々の児童に配慮した安心・安全な給食の提供に努めている。

給食内容の充実のため、隔月で宇治市保育所給食献立委員会を開催し、保育士・調理職員・栄養士などの関係職員により献立内容を中心とした給食についての検討や研究課題に取り組んでいる。献立については民間保育所（園）・民間認定こども園へ参考献立として配布している。

また、児童が今をよりよく生き、将来にわたり「食を営む力」を身につけることができるよう、食べ物や食事の知識、朝食の大切さ、食事マナーなどの学習やクッキング保育、野菜の栽培・収穫などの取り組みを保育の一環として実践している。

保護者には「みんなの食卓」「毎月の給食予定献立表」「各保育所のおたより」などの啓発紙の配布や保護者参観時の給食参観や講演会などを適宜行い、給食や児童の食事について理解を深めるよう啓発活動を行っている。

(11) 健康管理

保育支援課に保健師2名を配置し、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、各保育所巡回訪問を中心に、保健・衛生管理、保健指導を行っている。

児童の健康管理としては、嘱託医による健康診断（内科・歯科）、視力測定、尿検査、身体測定などの実施や、手洗い、歯みがきを中心とした保健指導、独立行政法人日本スポーツ振興センター事務など、安全管理指導も含めた保健指導にあたっている。

保護者に対しては、健康だよりの配布などを通じて保健面での啓発活動を行っている。

(12) 宇治市多子世帯支援事業

少子化対策の一環として、18歳未満の子どもが3人以上いて、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業を利用している第3子以降の子どもがいる世帯で、子どもの保育料の階層が一定以下の場合には、保育料・副食費を減免している。

(13) 幼児教育・保育の無償化（子育て支援施設等利用給付費補助金）

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化により、保育施設等に通う3～5歳児について保育料が無償化となり、0～2歳児の市民税非課税世帯においても保育料が無償となった。

また、3～5歳児（2号認定児）の副食費において、下記に該当する場合において減免している。

①世帯年収が約360万円未満相当の世帯

②同時在園の第3子以降の子ども

③在園児が18歳未満の兄弟姉妹の中で第3子以降の子どもに該当し、かつ世帯年収が約640万円未満相当の世帯

この他にも、保育要件のある世帯に対し、幼保連携型認定こども園の預かり保育、また、認可外保育施設や一時預かり事業（一般型）、ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業を利用した際に、各種基準額を上限として、給付を行う。

(14) こども誰でも通園制度

令和6年7月より、全てのこどもの育ちを応援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる「宇治市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業」を開始。利用対象者は、宇治市内在住の未就園児で0歳6か月から満3歳未満の子ども。市内民間保育所・認定こども園11園で実施する。

上記事業利用児童の保護者を対象に、親子一緒に通園し、子育て親育ちの両面から在宅育児家庭を支援する「京都府親子誰でも通園モデル事業」を併せて実施する。（11園のうち9園で実施）

(15) 地域子育て支援拠点事業

全中学校区において、地域における子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て相談や親子を対象とした講座、子育て情報の提供や子育てサークルの育成・支援等を実施している。

実施施設 げんきひろば（JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあうじ」内）

西部地域子育て支援センター（小倉双葉園保育所内）

南部地域子育て支援センター（同胞こども園内）

東部地域子育て支援センター（なかよし保育園分園内）

北部地域子育て支援センター（第2登りこども園内）

りぼん（平和堂100BAN店2階）

ぶんきょうにこにこルーム（京都文教大学・京都文教短期大学 月照館1階）

ひあ にしおぐら（小倉町南浦）

toridori（アル・プラザ宇治東2階）

ぼけっと（伊勢田こども園ホール）、ぼけっとおうち（伊勢田町浮面）

(16) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育て等の両立を図るため、子育て等の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織化し、子育て等の援助活動を行うことで安心して働くことの出来る環境づくりを支援するファミリー・サポート・センターを JR宇治駅前市民交流プラザ「ゆめりあうじ」内に開設し、会員登録の受付、援助活動等を行っている。平成17年度より宿泊活動等も実施している。平成27年度より対象年齢を拡大するとともに、令和2年度には業務委託することにより、さらなる利用促進に努めている。

(17) 乳幼児健康支援一時預かり事業

病気回復期等で集団保育が困難であり、保護者の勤務の都合等により家庭での保育が困難な児童に対して保育と看護を行う。平成28年度より、利用対象を小学校6年生までに拡大し、利用促進に努めている。

実施施設 浅妻医院パピールーム（浅妻医院）

宇治徳洲会病院ひまわりルーム（宇治徳洲会病院）

(18) こどもショートステイ事業

保護者が疾病や仕事等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を実施施設において一定期間養育・保護を行う事業を実施している。令和3年度には新たに「和敬学園」、「平安養育院」、「メリーアティックボンド」、令和5年度に「ヴェインテ」を委託先に加え、より広く児童を受け入れられる体制構築に努めている。

実施施設 桃山学園

京都大和の家

和敬学園

平安養育院

メリーアティックボンド

ヴェインテ

(19) 子育て支援総合コーディネート事業（来庁者子育て支援コーナー）

平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」における新たな事業である「利用者支援事業」として、平成27年4月より、市役所庁舎1階に来庁者子育て支援コーナーを開設し、保育士や専門相談員が、子育てに関する心配や悩みなどの相談や子育て支援事業の紹介などを行うほか、子どもと一緒に来庁者が窓口で手続き等をしている間、保育士が子どもの一時預かりを行っている。

(20) 子ども・子育て情報発信事業

子ども・子育て支援に関する情報発信の充実を図るため、平成14年度から毎年発行している「宇治子育て情報誌」について、平成28年度から有料広告事業を活用して、フルカラー化と誌面内容の充実を図り、乳児家庭全戸訪問事業における配布や、市内公共施設等への配架等に加えて、市内の就学前児童のいる全家庭に送付している。また、平成30年度からは宇治子育て情

報誌の電子書籍版を作成するとともに、令和4年度からは持ち運びしやすいよう、冊子サイズをA4からA5にするなどより活用しやすい情報誌作成に努め、主に就学前児童のいる世帯を対象として、子育て支援に関する情報を随時発信している。

(21) 放課後児童健全育成事業

ア. 育成学級の現状

(7) 開設学校数 20校（笠取小学校、笠取第二小学校を除く）

(イ) 開設時間

表7-30

1	月曜日から金曜日	放課後～ 18:30
2	土曜日 （御蔵山、宇治、菟道第二、 小倉、槇島、西小倉、平盛、 大久保のみ開設）	7:30 ～ 18:30
3	春・夏・冬休み及びその他 学校休業日	8:30 ～ 18:30

(ウ) 指導員数 1クラスあたり指導員2名が基準

(エ) 学級施設 専用施設利用 10学級（25クラス）

余裕教室利用 9学級（17クラス）

専用施設＋余裕教室利用 1学級（2クラス）

イ. 各学級の概要

表7-31

(令和6年5月1日現在)

学 級 名	児童数 (人)	指導員数 (人)			開 設 年 度
		グループ主任	嘱託	アルバイト	
御 蔵 山 育 成 学 級	93		4	1	昭和48年4月
木 幡 育 成 学 級	107		4	2	〃 44年4月
宇 治 育 成 学 級	183		7	2	〃 42年6月
岡 屋 育 成 学 級	98	1	4		〃 49年4月
南 部 育 成 学 級	102	1	4	3	〃 47年4月
三 室 戸 育 成 学 級	111		4	2	〃 50年4月
菟 道 育 成 学 級	70		3	1	〃 47年4月
菟 道 第 二 育 成 学 級	163		8	1	〃 43年4月
神 明 育 成 学 級	107		5	2	〃 47年4月
小 倉 育 成 学 級	154		7	4	〃 42年6月
横 島 育 成 学 級	117		5	2	〃 45年5月
北 横 島 育 成 学 級	69		4	1	〃 58年4月
北 小 倉 育 成 学 級	27		2		〃 48年4月
西 小 倉 育 成 学 級	71	1	4	1	〃 45年5月
南 小 倉 育 成 学 級	30		2		〃 53年4月
伊 勢 田 育 成 学 級	124		6	1	〃 49年4月
平 盛 育 成 学 級	35		2		〃 50年4月
西 大 久 保 育 成 学 級	87		4	1	〃 46年4月
大 久 保 育 成 学 級	192	1	8	2	〃 43年4月
大 開 育 成 学 級	98		4	1	〃 51年4月
計	2,038	4	91	27	

表7-32

(各年5月1日現在)

年 度	学校数	小 学 校 在籍児童数 A (人)	育 成 学 級 入級児童数 B (人)	入 級 率
				B / A (%)
令和3年度	20	9,062	1,981	21.9
令和4年度	20	8,827	2,005	22.7
令和5年度	20	8,526	1,996	23.4
令和6年度	20	8,237	2,038	24.7

注：小学校在籍児童数は、笠取小学校及び笠取第二小学校は除く。

(22) 乳幼児教育・保育推進事業

全ての就学前施設が施設類型を越えたネットワークを構築すべく、乳幼児期の子どもたちの状況や課題を共有し、連携、協働して研究・研修を行うことで、教育・保育の質の向上及び人材育成を図るとともに、子育てや家庭・地域の教育・保育力の確保・向上を支援するため、令和5年度に宇治市乳幼児教育・保育推進協議会を設置した。

令和7年度に設置予定の(仮称)宇治市乳幼児教育・保育支援センターにおいて取り組む3つの柱である「研究・研修」、「保幼小連携」及び「発達・子育て支援」について、その機能の具体化に向けた方策等を検討している。

7. 保健予防

(1) 予防接種

予防接種は、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種とそれ以外の任意接種がある。定期接種は同法によりA類疾病（主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点をおいたもの（ロタウイルス感染症・B型肝炎・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・結核（BCG）・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症））とB類疾病（主に個人予防に重点をおいたもの（季節性インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症・高齢者の新型コロナウイルス感染症））の予防接種に分けられる。

宇治市が実施するA類疾病の予防接種対象者について、原則個人負担は無料である。B類疾病のインフルエンザは1,500円、肺炎球菌は2,500円、新型コロナウイルスは2,100円の自己負担であるが、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付世帯及び市民税非課税世帯は、無料である。

表7-33

(令和5年度)

	予防接種	標準的な接種方法	会 場	実施期間	接種人数 (人)
集団接種	BCG	生後1歳未満で1回接種 (接種推奨月齢) 生後6か月	健やかセンター (保健・予防センター)	毎 月	979
個別接種			協力医療機関	通 年	8
個別接種	不 活 化 ポ リ オ	1期初回 生後3か月以上～90か月未満、20～56日までの間隔をおいて3回接種 追 加 生後3か月以上～90か月未満で1回接種 (初回(3回目)の終了から、12か月～18か月までの間隔をおいて接種)	協 力 医 療 機 関 に て 実 施	通 年	2
	4 種 混 合 ジフテリア 百日せき 破 傷 風 不活化ポリオ	1期初回 生後3か月以上～90か月未満、20～56日までの間隔をおいて3回接種 追 加 生後3か月以上～90か月未満で1回接種 (初回(3回目)の終了から、12か月～18か月までの間隔をおいて接種)		通 年	4,126
	3 種 混 合 ジフテリア 百日せき 破 傷 風	1期初回 生後3か月以上～90か月未満、20～56日までの間隔をおいて3回接種 追 加 生後3か月以上～90か月未満で1回接種 (初回(3回目)の終了から、12か月～18か月までの間隔をおいて接種)		通 年	0
	2 種 混 合 ジフテリア 破 傷 風	2期 11歳以上～13歳未満で1回接種		通 年	1,047
	麻しん風し ん混合(MR)	1期 生後12か月以上～24か月未満で1回接種 2期 小学校就学前の1年間で1回接種		通 年	2,213
	麻 し ん	1期 生後12か月以上～24か月未満で1回接種 2期 小学校就学前の1年間で1回接種		通 年	0
	風 し ん	1期 生後12か月以上～24か月未満で1回接種 2期 小学校就学前の1年間で1回接種		通 年	0
	日 本 脳 炎	(標準年齢) 1期初回：36か月以上～90か月未満、6～28日までの間隔をおいて2回接種 1期追加：36か月以上～90か月未満で1回接種 (初回(2回目)の終了から、おおむね1年の間隔をおいて接種) 2期：9歳以上～13歳未満で1回接種		通 年	4,743
	ヒ ブ	生後2か月以上～5歳未満 (初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満の場合(標準年齢) 初回 27～56日(医師が認める場合は20日)の間隔をおいて3回接種 追加 初回(3回目)の終了後、7～13か月までの間隔をおいて1回接種 (初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満の場合 初回 27～56日(医師が認める場合は20日)の間隔をおいて2回接種 追加 初回(2回目)の終了後、7～13か月までの間隔をおいて1回接種 (初回接種開始) 1歳以上5歳未満の場合 1回接種		通 年	3,859

	予防接種	標準的な接種方法	会 場	実施期間	接種人数 (人)
個別接種	小 児 用 肺炎球菌	生後2か月以上5歳未満 (初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満の場合(標準年齢) 初回 生後24か月に至るまでの間 (標準的には生後12か月まで) に27日以上の間隔をおいて3回接種 追加 生後1歳以降、初回(3回目)終了 後、60日以上の間隔をおいて1 回接種(標準として生後12か月 ～15か月の間に行う) (初回接種開始) 生後7か月以上～12か月未満の場合 初回 生後24か月に至るまでの間 (標準的には生後12か月まで) に27日以上の間隔をおいて2回接種 追加 生後1歳以降、初回(2回目)終了 後、60日以上の間隔をおいて1 回接種(標準として生後12か月 ～15か月の間に行う) (初回接種開始) 1歳以上2歳未満の場合 60日以上の間隔をおいて2回接種 (初回接種開始) 2歳以上5歳未満の場合 1回接種	協 力 医 療 機 関 に て 実 施	通 年	3,859
	水 痘	生後12か月以上36か月未満で2回接種 (生後12～15か月に至るまでに1回目 の接種を行い6～12か月までの間隔を おいて2回目を接種)		通 年	1,902
	B 型 肝 炎	1歳未満で3回接種 1回目は生後2か月以降に接種 2回目は27日以上の間隔をおいて接種 3回目は1回目の接種から139日以上 の間隔をおいて接種		通 年	2,895
	ロ タ ウ イ ル ス	ロタリックス(1価) 生後6週から24週までの間に27日以 上の間隔をおいて2回経口接種 ロタテック(5価) 生後6週から32週までの間に27日以 上の間隔をおいて3回経口接種		通 年	2,487
	高 齢 者 等 インフルエンザ	65歳以上の者で1回接種 60歳以上65歳未満の者であって、心 臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身 辺の日常生活が極度に制限される程 度の障害を有する者及びヒト免疫不 全ウイルスにより免疫の機能に日常 生活がほとんど不可能な程度の障害 を有する者で1回接種		10月3日～ 1月31日	28,730

(3) 母子保健事業

母性・乳幼児の健康の保持・増進を図る施策として、妊産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、新生児訪問、乳幼児健康診査（3か月児・10か月児・経過健診・1歳8か月児・3歳児）、離乳食教室、発達相談、親子あそびの教室、幼児期後期フォロー教室を実施し、疾病や異常の早期発見・早期対応に努めるとともに、適切な指導のもとに母性や乳幼児の健全育成を図っている。

令和6年度より、母子健康手帳の名称を親子健康手帳に改めた。また、乳幼児健康診査に、乳児の健康保持及び増進を図るため1か月児健診を追加した。

表7-34

(令和5年度)

区 分	母子健康手帳発行数	延べ人数	備 考
妊 婦 面 談	993 人	1,028 人	教室の延べ人数は妊婦以外の
パパママ教室		592 人	パパや祖父母なども含む

表7-35

(令和5年度)

区 分	対 象 者 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)
3 か 月 児 健 康 診 査	979	965	98.6
離 乳 食 教 室		140	
10 か 月 児 健 康 診 査	1,030	972	94.4
10 か 月 児 経 過 健 診		82	
1歳8か月児健康診査	1,108	1,090	98.4
3 歳 児 健 康 診 査	1,193	1,180	98.9
乳 幼 児 相 談		905	
発 達 相 談		1,033	
親子あそびの教室		558	
幼児期後期フォロー教室		177	

表7-36

(令和5年度)

区 分	利用延べ日数(日)
産 後 ケ ア 事 業	宿泊型
	訪問型（介護福祉士等）
	訪問型（助産師）
	日帰り型

(4) 結核予防対策

結核予防及び結核患者の早期発見のために、65歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団検診として胸部レントゲン検査を実施している。

表7-37

(令和5年度)

対 象	直接撮影受診者数	結 果	
		異常なし	要精検
65 歳以上市民	2,379人	2,329人	50人

(5) 宇治市保健・消防センター

乳幼児から高齢者までの健康づくりの支援と保健福祉の増進を図り、市民の安全・安心を確保する総合的な保健・消防・防災対策施設として業務を行っている。

○ 施設の概要

表7-38

名 称	単独併設の別	所 在 地	建物の構造	保健側（公共用部分）面積
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併 設 消防・防災	宇治市宇治 下居13-2	鉄筋コンクリー ト5階建	床延 3,573.32m ²

ア. 宇治市休日急病診療所

(目 的) 休日等において急に医療を望まれる市民に対し、応急的な診療を行う。

(診療科目) 内科、小児科、歯科

(診 療 日) 日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始（12月31日、1月2日及び1月3日）
ただし、歯科は12月29日、30日も診療あり。

(診療時間) 内科、小児科：午前10時～12時、午後1時～5時
歯科：午前10時～12時、午後1時～3時

(医療体制)

- ・ 医師 1名（時期により2名）
- ・ 歯科医師 1名（ ）
- ・ 薬剤師 1名（ ）
- ・ 看護師 3名（時期により5名）
- ・ 歯科衛生士 1名（時期により2名）
- ・ 事務員 3名（時期により4名）

(利用状況)

○ 科目別受診者

表7-39

令和5年度（単位：人）

医 科				歯 科	合 計
内 科	小 児 科	そ の 他	小 計		
1,032	801	137	1,970	413	2,383

○ 市内、市外別受診者数

表7-40

令和5年度（単位：人）

医 科		歯 科		計	
市 内	市 外	市 内	市 外	市 内	市 外
1,684	286	255	158	1,939	444

イ. 宇治市健やかセンター

- （目 的） 市民の健康の保持及び増進を図る事業を行う。
- （事 業） 集団健(検)診：乳幼児健診、胃がん検診、肺がん・結核検診
健 康 相 談：乳幼児相談、発達相談、成人健康相談
健 康 教 育：パパママ教室、成人健康教室、離乳食教室
親子あそびの教室、歯のひろば、集団予防接種

ウ. 宇治市歯科サービスセンター

- （目 的） 心身障害者に対する歯科診療を行う。
- （診 療 内 容） 口腔内諸疾患の治療及び予防処置
口腔衛生指導並びに歯科相談
- （診 療 日 時） 毎週水曜日 午後1時30分～3時30分
ただし、診療日が祝日等の場合は別途指定する日とする。
年末年始（12月29日から翌1月3日まで）は休診とする。
- （対 象 者） 市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者及び特別児童扶養手当の対象児童
（平成19年4月より従来の「18歳未満」という制限をなくした）
- （診療申込方法） 予約制
- （利用状況）

表7-41

年 度	診 療 日 数（日）	受 診 者 数（人）
令和元年度	50	延 318
令和2年度	52	延 316
令和3年度	51	延 330
令和4年度	52	延 329
令和5年度	51	延 350

8. 健康管理・医療

(1) 一人親家庭に対する福祉医療費支給事業

一人親家庭の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療の自己負担分を全額助成する制度である。

昭和49年（京都府は昭和50年）より制度が発足し、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある母子家庭児童とその母及び両親のいない児童を対象に助成してきた。

平成25年8月診療より父子家庭を含む一人親家庭児童とその親を対象とするように拡大するとともに、制度名称を「母子家庭に対する福祉医療費支給事業」から「一人親家庭に対する福祉医療費支給事業」に改正した。

なお、所得制限がある。

表7-42

(令和5年度実績)

区分	対 象	受給者数（人）	補助率	扶助費（千円）
府	18歳までの一人親家庭児と一人親家庭児を扶養する親及び両親のいない児童	3,495	府1/2	151,137

(2) 重度心身障害者に対する福祉医療費支給事業

重度心身障害者の健康の保持と福祉の増進を図るため、保険診療の自己負担分を全額助成する制度である。

昭和49年（京都府は昭和50年）より制度が発足し、身体障害者手帳1、2級所持者若しくは知能指数（IQ）がおおむね35以下の判定を受けた人又は身体障害者手帳3級を所持し、知能指数（IQ）がおおむね50以下の判定を受けた人を助成対象としている。

平成30年1月診療から市独自制度として、知能指数（IQ）がおおむね75以下の判定を受けた人（療育手帳B所持者）まで助成対象を拡大。

令和6年8月診療から精神障害者保健福祉手帳1級所持者、精神障害者保健福祉手帳更新で1級から2級となった人（次回更新時まで）、精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、かつ身体障害者手帳3級を所持している人、又は精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、かつIQがおおむね50以下の判定を受けた人まで助成対象を拡大。

なお、所得制限がある。

表7-43

(令和5年度実績)

区分	対 象	受給者数(人)	補助率	扶助費（千円）
府	74歳以下の人（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）で重度心身障害のある人	1,682	府1/2	284,813
市	年度末年齢が満16歳以上74歳以下の人（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）で療育手帳Bを所持している人	255	—	20,727

(3) 老人に対する福祉医療費支給事業

老人の健康の保持と明るいくらしを図るため、昭和45年以来、老人医療費を支給している。

老人に対する福祉医療費支給制度は、65歳から69歳までの、所得税が課税されない世帯の老人を対象とし、保険診療の自己負担分から高齢者の医療の確保に関する法律に規定のある

一部負担金相当額を控除した医療費を助成する制度である。

なお、所得制限がある。

表7-44

(令和5年度実績)

区分	対 象	受給者数(人)	補助率	扶助費(千円)
府	65歳から69歳までの所得税が課税されない世帯の老人	1,613	府1/2	61,257

(4) 重度心身障害老人健康管理事業

障害老人の福祉の増進を図るため、昭和58年より制度が発足し、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、身体障害者手帳1、2級所持者若しくは知能指数（IQ）がおおむね35以下の判定を受けた人、又は、身体障害者手帳3級を所持し、知能指数（IQ）がおおむね50以下の判定を受けた人に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項に規定する一部負担金に相当する額を健康管理費として支給している。

平成30年1月診療から市独自制度として、知能指数（IQ）がおおむね75以下の判定を受けた人（療育手帳B所持者）まで助成対象を拡大。

令和6年8月診療から精神障害者保健福祉手帳1級所持者、精神障害者保健福祉手帳更新で1級から2級となった人（次回更新時まで）、精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、かつ身体障害者手帳3級を所持している人、又は精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、かつIQがおおむね50以下の判定を受けた人まで助成対象を拡大。

なお、所得制限がある。

表 7-45

(令和5年度実績)

区分	対 象	受給者数(人)	補助率	扶助費(千円)
府	後期高齢者医療制度の被保険者で重度心身障害のある人	1,472	府1/2	139,115
市	後期高齢者医療制度の被保険者で療育手帳Bを所持している人	1	—	65

(5) 子育て支援医療費支給事業

乳幼児、小学生及び中学生の健康保持と増進を図り、併せて日常生活における経済的負担を軽減するため、保険診療における自己負担分から一部負担金を除く医療費を助成する制度である。

平成5年10月1日から0歳・1歳児を対象に医療費無料化の制度を実施。

平成8年12月診療から入院について、2歳児まで対象年齢を拡大。

平成11年1月診療から外来（入院外）についても2歳児まで対象年齢を拡大。

平成12年4月診療から市独自制度として、入院について3歳児まで対象年齢を拡大。

平成15年9月診療から入院・外来ともに対象を小学校就学前まで拡大（ただし、外来については、1か月の自己負担額が8,000円を超えた額の償還払い）。

平成18年1月診療から市独自制度として外来の無料化を4歳未満まで拡大するとともに、小学校1年生から小学校3年生までの入院について、1か月の自己負担額が8,000円を超えた額を助成する制度を開始。制度名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正。

平成19年9月診療から外来について、4歳から小学校就学前までの幼児を対象に、償還払いの基準を3,000円に改正、入院について小学校6年生まで無料化の対象を拡大。

平成24年9月診療から市独自制度として、外来無料化の対象を小学校就学前まで拡大、1か月の自己負担額が3,000円を超えた額を助成する対象を小学校6年生まで拡大。

平成25年9月診療から、市独自制度として外来無料化の対象を小学校3年生まで拡大。

平成26年9月診療から、市独自制度として外来無料化の対象を小学校6年生まで拡大。

平成27年9月診療から外来について、1か月の自己負担額が3,000円を超えた額を助成する対象を中学校3年生まで拡大、入院について中学校3年生まで無料化の対象を拡大。

平成29年9月診療から、市独自制度として外来無料化の対象を中学校3年生まで拡大。

令和元年9月診療から、府制度として3歳以上の外来の1か月の自己負担額を3,000円から1,500円に改正。

令和5年9月診療から、府制度として外来無料化の対象を小学校6年生まで拡大。

所得制限はない。

表7-46

(令和5年度実績)

区分	対 象	受給者数(人)	補助率	扶助費(千円)
府	0歳から中学3年生までの人に係る入院 0歳から3歳未満までの人に係る外来 【令和5年9月診療から拡大】 3歳から小学6年生までの人に係る外来	19,766	府1/2	345,250
市	【令和5年8月診療まで】 3歳から中学3年生までの人に係る外来 【令和5年9月診療から】 中学1年生から中学3年生までの人に係る外来		—	284,711

(6) 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、国民皆保険を堅持し医療保険制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするため、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施された制度である。

京都府後期高齢者医療広域連合が運営主体として保険料の決定、医療の給付、被保険者の認定などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届出窓口となるほか、被保険者証の引渡しや保険料の徴収、健康診査、広報活動、相談窓口として制度の円滑な運営を行う。

ア. 後期高齢者医療被保険者

75歳以上の人又は65歳以上75歳未満で一定の障害があると広域連合の認定を受けた人

表7-47

(単位：人)

年 度	被保険者数	内65歳から75歳未満の被保険者数
令和5年度	30,580	91

イ. 保険料（令和6年度）

$$\begin{array}{l} \text{年間保険料} \\ (\text{限度額80万円}) \\ ※1 \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{被保険者一人当たり} \\ 56,340\text{円} \end{array} \right) \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等－基礎控除額} \\ \times 10.95\% \end{array} \right) \\ ※2 \end{array}$$

低所得者への軽減措置がある。

※1 昭和24年3月31日以前に生まれた方等は73万円

※2 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は10.11%

（※1、※2は令和6年度のための措置）

ウ. 給 付（令和6年4月1日現在）

表7-48

自己負担限度額（月額）

負担割合	区 分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
3割	現役並み所得者	現役Ⅲ （課税所得690万円以上）	252,600円＋1%（※1） [140,100円]（※2）	
		現役Ⅱ （課税所得380万円以上）	167,400円＋1%（※3） [93,000円]（※2）	
		現役Ⅰ （課税所得145万円以上）	80,100円＋1%（※4） [44,400円]（※2）	
2割	一般	一般Ⅱ （課税所得28万円以上）	18,000円又は「6,000円＋（医療費－30,000円）×10%」の低いほうを適用（※5※6）	57,600円 [44,400円]（※2）
1割		一般Ⅰ （課税所得28万円未満）	18,000円（※5）	
低所得	低所得	区分Ⅱ （住民税非課税世帯）	8,000円（※5）	24,600円
		区分Ⅰ （世帯所得が一定基準以下）		15,000円

※1 医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算

※2 [] 内は、後期高齢者医療制度において、前月までの11か月の間に世帯で3か月以上、外来＋入院の支払が自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額

※3 医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算

※4 医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算

※5 年間（8月から翌年7月）上限額144,000円

※6 令和4年10月1日から3年間は、配慮措置が適用される。

エ. 療養給付費等負担金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、本市の被保険者に係る「療養の給付に要する費用の額」から「特定費用の額」を控除した額の12分の1に相当する額を京都府後期高齢者医療広域連合に対して負担した。

表7-49

(単位：千円)

年 度	負 担 金
令和5年度	2,254,283

才．後期高齢者医療事業特別会計

表7-50

(単位：千円)

歳 入	令和5年度
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	2,744,598
使 用 料 及 び 手 数 料	172
繰 入 金	735,818
諸 収 入	74,936
繰 越 金	6,660
合 計	3,562,184

歳 出	令和5年度
総 務 費	62,126
後期高齢者医療広域連合納付金	3,270,473
保 健 事 業 費	112,324
諸 支 出 金	4,312
合 計	3,449,235

(7) 健康増進・介護予防

ア. 健康教育・健康相談

生活習慣病の予防及び健康の保持増進に必要な知識を普及するために教室や相談を実施している。

イ. 各種健（検）診事業

令和6年度 各種健（検）診事業内容

表7-51

項目 健(検)診名	対象者	一部負担金		内容健(検)診	期間日程	場所
肺がん検診	受診日に 満40歳以上の人	無料 (たんの検査は 容器代300円)		問診・胸部レントゲン検査 たんの検査（必要者のみ）	9月18日～ 1月23日	市内各会場
結核健診	受診日に 満65歳以上の人	無料		問診・胸部レントゲン検査		
胃がん検診 (胃部X線検査)	受診日に満40歳 以上で西暦奇数 年生まれ及び西 暦偶数年生まれ で前年度対象か つ未受診の人	1,400円	免除事項有り (市民税非課税世帯の人 の受診日に満75歳以上の 生活保護世帯の人 中国残留邦人等の支援 給付世帯)	問診・胃部X線(バリウム) 検査	10月3日～ 1月23日	
胃がん検診 (胃内視鏡検査)	受診日に満50歳 以上で西暦奇数 年生まれ及び西 暦偶数年生まれ で前年度対象か つ未受診の人	3,000円		問診・胃内視鏡(胃カメラ) 検査	8月1日～ 12月28日	京都府下 の協力医 療機関
子宮頸がん 検診	受診日に満20歳 以上で西暦奇数 年生まれの女性 及び西暦偶数年 生まれで前年度 対象かつ未受診 の女性	1,600円		問診・視診・細胞診・ 内診	6月1日～ 2月28日	京都府下 の協力医 療機関
乳がん検診	受診日に満40歳 以上で西暦奇数 年生まれの女性 及び西暦偶数年 生まれで前年度 対象かつ未受診 の女性	1,600円		問診・マンモグラフィ検 査・視触診（希望者のみ）		協力医療 機関（宇 治市、城 陽市、久 御山町）
大腸がん検診	受診日に 満40歳以上の人	600円		問診・免疫便潜血検査	6月1日～ 10月31日	
前立腺がん 検診	受診日に満50歳 以上で西暦奇数 年生まれの男性	700円		問診・血液検査		
肝炎ウイルス 検診	当該年度中に40 歳以上で本検診 の受診歴の無い 人	700円		問診・血液検査		

項目 健(検)診名	対象者	一部負担金		内容健(検)診	期間日程	場所
胃がんリスク (ABC) 検診	当該年度末に 30・35・40～49 歳で本検診の受 診歴の無い人	1,000円	免除事項有り (市民税非課税世帯の人 生活保護世帯の人)	問診・血液検査	6月1日～ 10月31日	協力医療 機関(宇 治市、城 陽市、久 御山町)
健康診査	当該年度中40歳 以上で生活保護 世帯の人 中国 残留邦人等の支 援給付世帯の人	無料		診察・問診・血液検査・ 尿検査・血圧測定		
成人歯科健診	前年度末に 20・30・40・ 50・60・70 歳 の人			問診・口腔内診査		

ウ. 訪問指導

健康増進法により、介護保険制度の利用がない40歳以上65歳未満の人のうち、療養上の保健指導が必要であると判断された人に、看護師等の専門職員が訪問して療養方法に関する指導や介護を要する状態になることの予防に関する指導等を行う。

エ. 介護予防事業

高齢者の心身の健康を保ち、要支援・要介護状態になるのを防ぐために、介護予防事業を実施している。

(ア) 介護予防事業内容

○ 高齢者保健・介護予防一体的実施事業

健康寿命の延伸や日常生活の質の向上等を図るため、高齢者の健康課題を把握し、介護予防と連携した一体的な保健事業として個別的支援(医療専門職が個別訪問し、健康相談を実施)と通いの場への積極的関与(医療専門職が通いの場へ訪問し、健康教室を実施)を実施する。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストを受けて介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定された人を対象に、ケアマネジメントにもとづき、訪問型サービスや通所型サービスなどを柔軟に組み合わせ、利用者の状態に応じて提供する。

第1号訪問事業

表7-52

(令和6年度)

名 称	内 容
訪問介護相当サービス	利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーが訪問し、支援する。
生活支援型訪問サービス	掃除や調理などの利用者が自力では困難な家事について、家族や地域の支援が受けられない場合に、生活支援員などが訪問し、支援する。
訪問型短期集中予防サービス	看護師等の専門職が定期的に短期間訪問し、健康相談及び、運動、栄養、口腔ケア指導を実施し、生活機能の改善に向けた支援を実施する。
住民主体型生活支援事業	掃除や調理などの利用者が自力では困難な家事について、ボランティアなどが訪問し、支援する。

第1号通所事業

表7-53

(令和6年度)

名 称	内 容
通所介護相当サービス	デイサービスセンターにおいて食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行う。
短時間型通所サービス	デイサービスセンターにおいて生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間で行う。
住民主体型通いの場活動支援事業	ボランティアを中心として短時間の運動や交流を行い、閉じこもり防止・心身の健康保持・要介護状態になることの予防を目指す。
通所型短期集中予防サービス	理学療法士等の専門職が個別性を重視した運動・栄養・口腔ケア指導を実施し、生活機能の改善に向けた支援を実施する。

○ 一般介護予防事業

表7-54

(令和6年度)

講座名等	内 容	開催数等
介護予防把握事業	要支援及び要介護認定を受けていない、介護予防事業に参加していない等の75歳の方を対象に、訪問等にて支援が必要な者の早期把握し、地域包括支援センターや各種介護予防事業等につなげる	通年実施
あ た ま イ キ イ キ 教室	認知症について正しく理解し、認知症予防に効果的なゲームや創作活動等を通じて、心身を刺激し、脳を活性化	週1回 6カ月間 市内 8会場
脳 活 性 化 教 室	フレイル予防をはじめとする健康管理や認知症についての情報提供、体操、レクリエーション等を実施	月1回(通年) 市内16 会場
セルフパワリハ	トレーナーの指導によりトレーニング機器を使った運動を実施	黄檗体育館 週4回 広野地域福祉センター 週2回
B 型リハビリ教室	閉じこもり予防を目的に地域でレクリエーション等を実施	週1回 市内20会場
ボランティア研修会	介護予防に関わるボランティアの人材育成のための研修会を実施	年4回以上
パ ワ リ ハ トレーニング教室	高齢者専用トレーニング機器等を使った運動を実施	週2回 3カ月間実施
スロートレーニング 教 室	心身の健康を保つために運動・栄養・口腔の維持向上を目的とした教室を実施	週1回 6カ月間実施
は つ ら つ トレーニング教室	心身の健康を保つために運動・栄養・口腔・認知機能の維持向上と仲間づくりを目指した複合型教室を実施	週1回 6カ月間実施
地域介護予防活動 支 援 事 業	介護予防に資する通いの場活動支援事業を実施するボランティア団体等に対して、その活動を支援するための補助金を交付	申請により
地域リハビリテーシ ョン活動支援事業	介護予防に関連する地域団体等の依頼により、専門職の派遣を実施	依頼により

○ 認知症総合支援事業等(包括的支援事業任意事業・社会保障充実分)

認知症についての市民の理解を広め、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、以下の事業を実施する。

表7-55

(令和6年度)

講座名	内 容	開 催 数 等
認知症あんしんサポーター 養 成 講 座	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する市民を養成する。	依頼により出張講座 を実施。
キャラバン・メイト フォローアップ研修	認知症サポーター養成の講師役であるキャラバン・メイトのフォローアップ研修を実施する。	フォローアップ 研修 年2回
認知症家族支援プログラム	認知症の人の家族の介護負担を軽減するとともに、必要な支援方法について学ぶ機会とする。	月1回(6カ月間)
認 知 症 家 族 支 援 プ ロ グ ラ ム O B 会	認知症の人の介護をしている家族に対し、仲間づくりを行い、心身ともに介護負担の軽減を目指す。	月1回(通年)

9. 高齢者福祉

(1) 生きがいづくり

ア. 敬老月間

9月を「敬老月間」と位置づけ、長年社会の発展に貢献されてきた高齢者を、敬愛の精神をもって接するよう、また、高齢者自らの生活の向上に努める意欲を高められるよう、啓発活動を行う。

(平成25年度より実施)

イ. 高齢者アカデミー

65歳以上の宇治市民を対象に、学習機会を提供することにより、高齢者の社会参加、生きがいづくりに寄与するとともに、地域社会に貢献する人材養成を目的として高齢者アカデミーを実施する。

(平成25年度より実施)

平成28年度より、対象年齢を70歳以上から65歳以上に引き下げて実施。

・令和5年度末受講者数 累計199人

ウ. 老人園芸ひろば

高齢者の生きがい対策の一つとして、園芸を通じて、心身の健康を保持するとともに社会との交流を図ってもらうため、60歳以上の高齢者を対象に約3年間土地を貸与している。

・老人園芸ひろば数 7箇所

・総区画数 550区画

エ. 喜老会（老人クラブ）

高齢者の孤独や不安を解消し、毎日の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上、健康の増進、レクリエーションなどの活動を行う会員組織の団体で、市は、各喜老会（老人クラブ）の活動を支援している宇治市連合喜老会を通じて、補助金の交付や行事支援を行っている。

・令和6年4月1日時点のクラブ数 49団体 1,898人

オ. 老人運動ひろば

高齢者の生きがい対策の一つとして、運動を楽しみ、その心身の健康の増進及び高齢者相互の交流を図ってもらうため設置している。（昭和61年度より実施）

カ. シルバー人材センター

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設立(昭和60年7月)した公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、運営補助を行う。

(2) 福祉と医療

ア. 緊急通報装置（シルバーホン）設置事業

一人暮らし高齢者又は、これに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器（ペンダント）を備えたシルバーホン等を貸与し家庭内において急病、事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。平成25年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた24時間365日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に1度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを開始している。

- ・ 事業開始 平成2年度より
- ・ 令和5年度末設置台数 1,009台

イ. 高齢者福祉電話貸与及び電話料助成事業

高齢者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保を容易にするため、低所得の高齢者で現に電話のない方を対象に、高齢者福祉電話を貸与し、電話料を扶助している。

- ・ 事業開始 昭和50年度から
- ・ 令和5年度末設置台数 35台
- ・ 電話料扶助 基本料及び通話料（通話料は月額300円を上限とする）

ウ. 一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業

在宅で満65歳以上の一人暮らし等の高齢者（市民税非課税）に対し日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。（昭和51年度より実施）

※ 平成12年度より、介護保険制度へ移行。平成19年度から要項改正により、電磁調理器・自動消火器の給付について事業を継続。

令和5年度給付件数	電磁調理器	11件
	自動消火器	0件

エ. リサイクル福祉用具の貸与

市民等から不要になった福祉用具の寄付を受けて、消毒等を行ったうえ、福祉用具を必要とする40歳以上の在宅ねたきりに貸与することにより、福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。

- | | | |
|----------|------|-----|
| 令和5年度貸与数 | 特殊寝台 | 25台 |
| | 車いす | 12台 |

オ. 介護者リフレッシュ事業

要支援または要介護の認定を受けた高齢者等の介護者を対象に、日常の介護から一時的に離れ、身体的・精神的負担の軽減を図り、介護者同士の連帯を深めるため、交流会を中心とした文化教養行事等を行う。令和2年度より、対象者を要介護2以上から要支援1以上の認定

を受けた高齢者等の介護者に拡充して実施。

- ・ 令和5年度参加者数 116人

カ. 介護知識・技術習得教室事業

○ 参加型

要支援または要介護の認定を受けた高齢者等の介護者を対象に、身体的・精神的負担の軽減を図るため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室を実施。令和2年度より、対象者を要介護2以上から要支援1以上の認定を受けた高齢者等の介護者に拡充して実施。

- ・ 令和5年度参加者数 55人

○ 訪問型

要介護3以上の認定を受けた高齢者等の介護者を対象に、個々の多様なニーズ・条件に応じた適切な介護知識・技術の習得のために、リハビリテーション専門職等が自宅を訪問する教室を実施。

- ・ 令和5年度実施件数 4件

キ. 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業

一人暮らし高齢者等の不安と孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会・学区福祉委員会が実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住民等の連携を図り、ボランティアの育成、地域活動の充実を図っている。（平成2年度より実施）

- ・ 令和5年度食数 7,639食

ク. 地域包括支援センター

市内に8つの圏域を設定し、各圏域に地域包括支援センターを1箇所ずつ設置している。各地域包括支援センターには、3職種の専門職を配置し、包括的支援事業として小地域包括ケア会議の開催や介護予防ケアマネジメント、高齢者に関する総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を実施している。

ケ. 高齢者住宅改造助成事業

要支援または要介護の認定を受けた高齢者等（要介護者等）の日常生活を容易にし、介助者の負担の軽減を図るため、要介護者等の居住する住宅又はその敷地の改造に要した経費の一部を助成する。

- ・ 令和5年度助成件数 8件

コ. 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的

とする。(平成11年度より実施)

- ・ 令和5年度利用者数 1,719人

サ. 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業

介護保険法における要介護4・5の認定を受けた在宅高齢者等及びその高齢者等を在宅にて介護している家族(本人の市民税非課税、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税非課税)に、1月当たりの購入費の2分の1に相当する額の紙おむつ等を給付する。ただし、1ヶ月5,000円相当を上限とする。

- ・ 令和5年度利用件数 840件、給付総額 2,759,500円相当

シ. 高齢者保健福祉オンブズマン

高齢者保健福祉サービス利用者の権利及び利益を擁護するために苦情を解決する機関として「高齢者保健福祉オンブズマン」を設置する。(平成15年度より実施)

- ・ 令和5年度申立件数 0件

ス. 高齢者成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分な高齢者で、二親等内の親族において審判の申立ての可能性のない場合に、後見人等を選任する審判の申立手続きを市長が代行する事業である。(平成14年度より実施)また、成年後見制度の促進を図るため、低所得者等に対して成年後見申立費用や成年後見人等への報酬の助成を行っている。(平成24年度より実施)

- ・ 令和5年度申立件数 7件

セ. 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業

火災等による被害から高齢者を守り、安全確保を図るため、65歳以上の一人暮らしの市民税非課税者に火災警報器を給付する。

- ・ 令和5年度給付台数 8台

ソ. 養護老人ホームへの措置

おおむね65歳以上の者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において生活することが困難と認められる者について、養護老人ホームに入所措置する。

- ・ 令和5年度末現在入所者数 41人

タ. 高齢者虐待対策事業

高齢者虐待に対して、長寿生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者の施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。

- ・ 令和5年度宇治市が受理した高齢者虐待件数 167件

チ. 介護予防安心住まい推進事業

生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器機能の低下がみられ、かつ市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。

- ・ 令和5年度助成件数 10件

ツ. 山城ふるさと絆ネット推進事業

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指して、事業所が訪問や配達時に市民の日常生活の異変等を発見した場合、行政機関に連絡し、連絡を受けた行政機関が対応する「見守り活動」を行う。(平成25年度より実施)

テ. 認知症等高齢者家族安心事業

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の家族等にGPS機能を備えた機器を貸与し、行方不明になった際の所在の早期確認を図り、家族等が安心できる環境を整備する。(平成25年度より実施)

- ・ 令和5年度末利用者数 74人

ト. 宇治市高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、行方不明になった場合、速やかに関係機関と連携・情報共有し、早期に発見・保護できるようにする。(平成28年度より実施)

- ・ 令和5年度新規登録件数 66件

ナ. 家族介護慰労事業

要介護4・5の市民税非課税世帯の高齢者を、1年間介護サービス等を受けずに介護した家族に慰労金10万円を支給する。

- ・ 令和5年度支給者数 0人

ニ. 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。(平成25年度より実施)

- ・ 令和5年度助成件数 2件

ヌ. 高齢者住まいに関する指針の認証制度

高齢者の居住安定を確保し、優良な高齢者向けの住宅の供給を促進するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律及び住生活基本計画に加え、市独自の基準を取り入れた指針を策定した。本指針に基づいた認証を実施する。(平成25年度より実施)

ネ. 初期認知症総合相談支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続されるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症啓発活動及び、初期認知症が疑われる者への訪問、認知症対応型カフェの企画・運営及び認知症初期集中支援チームによる早期支援を実施する。(平成25年度より実施)

ノ. 「認知症の人にやさしいまち・うじ」推進事業

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関わる全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークの構築を行う。(平成27年度より実施)

ハ. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療・介護の関係機関の連携体制を構築する。(平成30年度より実施)

(3) 施 設

ア. 地域福祉センター

表7-56

No.	名 称	所在地	開設年月日	敷地面積	建物構造・面積	設 備
1	木幡地域福祉センター	宇治市木幡東中47-4	平成5年4月	518.23㎡	鉄筋コンクリート造 平屋建 367.50㎡ (小屋裏収納20㎡含む)	集会所(洋室・和室) 娯楽室 調理室 創作室 等
2	開地域福祉センター	宇治市開町44-13	平成6年4月	772.03㎡	鉄筋コンクリート造 平屋建 433.37㎡ (小屋裏収納20㎡含む)	集会所(洋室・和室) 娯楽室 調理室 会議室 等
3	西小倉地域福祉センター	宇治市小倉町山際63-1	平成9年6月	1,896.00㎡ (西宇治図書館を併設)	鉄筋コンクリート造 3階建 うち地域福祉センター部分(1・2階) 1,248.93㎡	(1階)デイサービスセンター(食堂・日常動作訓練室、介護者教育兼機能訓練室、浴室)、事務室 (2階)地域交流室、研修室、料理教室、デイルーム、ボランティアルーム
4	東宇治地域福祉センター	宇治市五ヶ庄折坂5-149	平成10年4月	1,591.00㎡	鉄筋コンクリート造 2階建 1,269.00㎡	(1階)デイサービスセンター(食堂・日常動作訓練室、介護者教育室、浴室)、事務室 (2階)地域交流室、研修室、料理教室、デイルーム、機能訓練室
5	広野地域福祉センター	宇治市広野町大開72-1	平成12年4月	1,785.00㎡	鉄筋コンクリート造 2階建 1,058.66㎡	(1階)介護者教育室、会議室、料理教室、デイルーム (2階)デイサービスセンター(食堂、日常動作訓練室、浴室)、事務室
6	槇島地域福祉センター	宇治市槇島町石橋13	平成15年5月	1,561.00㎡	鉄筋コンクリート造 3階建のうち1階の一部分 386.91㎡	(1階)デイルーム、浴室、地域交流室、料理教室

イ. デイホーム

高齢者が生きがいや健康づくりに気軽に利用できる施設として設置している。

表7-57

No.	名 称	所 在 地	開設年月日	設 備
1	小倉デイホーム	宇治市小倉町西畑1-4	平成7年4月	デイルーム、浴室 ボランティアルーム等
2	平盛デイホーム	宇治市大久保町平盛91-3	平成8年4月	デイルーム、浴室 ボランティアルーム等

ウ. 老人福祉施設

○ 養護老人ホーム

表7-58

名 称	所 在 地	設置及び経営主体	入 所 定 員	敷 地 面 積
宇 治 明 星 園 養護老人ホーム	宇治市菟道岡谷 16-3	社会福祉法人 宇治明星園	50名 短期入所3名	9,347.85㎡ (特別養護老人 ホームを含む)

延べ床面積	建 物 構 造	開 設 年 月
1,992.42㎡	鉄骨造	昭和50年2月

10. 介護保険

介護保険事業は、介護の問題を社会全体で支え合うという趣旨等から、社会保険方式により平成12年度に施行した。加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行っている。

(1) 介護保険事業計画

宇治市の介護保険事業を適正に運営していくにあたり、「介護保険事業計画」を策定している。本計画は、介護保険法に基づく法定計画であり、「高齢者保健福祉計画」と一体のものとして3年ごとに見直すことになっている。

直近では、令和6年3月に、「宇治市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、「すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる地域社会の形成」を基本理念として、これまでの取組から継続してい

る課題や現在直面している課題、介護保険制度の改正などを踏まえるとともに、中・長期的な視点に立ち、高齢者人口がピークに達し、生産人口が急減することが推計されている令和22（2040）年を見据え、宇治方式地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

(2) 人口及び介護サービス利用者

表7-59

(単位：人)

区 分	実 績				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 口 総 数	186,095	185,203	183,865	182,488	181,292
65歳以上人口	53,912	54,383	54,751	54,556	54,552
高齢化率	29.0%	29.4%	29.8%	29.9%	30.1%
居宅サービス利用者数	6,262	6,583	6,712	6,896	7,036
施設サービス利用者数	1,299	1,307	1,340	1,342	1,336
地域密着型サービス利用者数	1,139	1,192	1,200	1,258	1,267

※ 人口の実績は各年度10月1日の値。居宅サービス利用者数・施設サービス利用者数・地域密着型サービス利用者数の実績は各年度の10月の値。

(3) 要介護度別認定者数

表7-60

(単位：人)

区 分	実 績				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要 支 援 1	1,490	1,571	1,708	1,762	1,861
要 支 援 2	1,335	1,350	1,368	1,418	1,456
要 介 護 1	2,542	2,721	2,857	2,951	2,992
要 介 護 2	1,820	1,766	1,752	1,744	1,825
要 介 護 3	1,377	1,355	1,398	1,426	1,412
要 介 護 4	1,005	1,055	1,110	1,085	1,064
要 介 護 5	766	733	719	717	746
合 計	10,335	10,551	10,912	11,103	11,356

※ 実績は各年度9月末日の認定者数。※宇治市独自集計値

(4) 介護保険サービス量

ア. 在宅サービス

表7-61

サービスの種類	単位	実績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回	393,836	425,526	457,222	480,442	517,233
訪問入浴介護	回	5,541	6,144	6,701	6,778	7,583
訪問看護	回	86,246	92,533	102,512	109,705	121,126
訪問リハビリテーション	回	53,313	56,325	62,652	63,763	67,801
通所介護	回	184,577	168,995	165,782	169,166	179,453
通所リハビリテーション	回	65,067	69,045	72,608	73,740	71,910
短期入所	日	56,411	54,958	53,934	50,371	49,604
居宅療養管理指導	人	1,928	2,245	2,384	2,557	2,726
居宅介護支援・介護予防支援	人	5,283	5,482	5,646	5,793	5,971
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等の介護)	人	311	319	316	305	302

※ 居宅療養管理指導、居宅介護支援・介護予防支援、特定施設入居者生活介護の実績は、各年度10月の利用者数。他は年間延べ回数。

イ. 地域密着型サービス

表7-62

サービスの種類	単位	実績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	人	272	281	302	291	290
認知症対応型通所介護	回	21,288	20,062	18,711	20,211	17,573
小規模多機能型居宅介護	人	233	277	297	338	328
看護小規模多機能型居宅介護	人	28	27	27	24	23
地域密着型介護老人福祉施設	人	30	30	27	32	31
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護	回	6,455	8,596	8,185	10,433	11,623
地域密着型通所介護	回	29,852	26,293	27,448	27,044	28,259
夜間対応型訪問介護	回	364	1,189	2,111	2,183	1,456

※ 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・地域密着型介護老人福祉施設の実績は、各年度10月の利用者数。他は年間延べ回数。

ウ. 施設サービス

表7-63

サービスの種類	単位	実績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人	650	684	686	704	676
介護老人保健施設	人	509	487	499	482	496
介護療養型医療施設	人	27	7	4	2	1
介護医療院	人	122	145	159	157	167

※ 実績は各年度10月の利用者数。

(5) 介護保険事業特別会計

表7-64

(単位：千円)

歳入	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額
保険料	3,191,020	3,125,302	3,421,784	3,408,728	3,395,831
使用料及び手数料	259	268	273	263	251
国庫支出金	3,295,660	3,553,253	3,550,822	3,732,685	3,963,174
支払基金交付金	3,877,634	3,922,824	4,036,378	4,094,625	4,213,500
府支出金	2,118,624	2,177,777	2,229,378	2,314,736	2,449,301
財産収入	573	37	17	49	149
繰入金	2,551,008	2,805,486	2,559,862	2,712,379	2,926,539
繰越金	231,247	434,521	614,185	425,500	555,983
諸収入	3,521	19,344	4,350	5,550	3,688
市債	—	—	—	—	—
合計	15,269,546	16,038,812	16,417,049	16,694,515	17,508,416

(単位：千円)

歳出	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額
総務費	290,181	258,592	277,508	299,062	328,975
保険給付費	13,671,988	14,075,390	14,457,126	14,745,121	15,186,003
財政安定化基金 拠出金	—	—	—	—	—
地域支援事業費	620,688	646,456	634,459	661,907	690,599
基金積立金	168,456	247,547	403,250	216,888	264,095
公債費	—	—	—	—	—
諸支出金	83,712	196,642	219,206	215,554	302,037
予備費	—	—	—	—	—
合計	14,835,025	15,424,627	15,991,549	16,138,532	16,771,709

(6) 保険料

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料は、第9期計画期間の3年間の介護保険事業計画のサービス見込量等を基に算出し、15の段階による保険料を設定した。

なお、令和6年度から令和8年度まで、第2段階または第3段階の被保険者のうち一定要件を満たす者に対して、申請により第1段階の保険料額に減額する制度を実施することとした。

基準保険料額（第5段階保険料）月額5,900円

表7-65

保 険 料 段 階	割 合	年 間 保 険 料 額
第1段階	基準額×0.25	17,700円
第2段階	基準額×0.35	24,780円
第3段階	基準額×0.65	46,020円
第4段階	基準額×0.80	56,640円
第5段階	基準額	70,800円
第6段階	基準額×1.10	77,880円
第7段階	基準額×1.30	92,040円
第8段階	基準額×1.65	116,820円
第9段階	基準額×1.95	138,060円
第10段階	基準額×2.10	148,680円
第11段階	基準額×2.25	159,300円
第12段階	基準額×2.40	169,920円
第13段階	基準額×2.55	180,540円
第14段階	基準額×2.70	191,160円
第15段階	基準額×2.95	208,860円

※ 令和6年度の保険料段階を記載